

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 8 月 3 0 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第1号）

令和6年8月30日

開　　会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第53号　令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第54号　令和5年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第55号　令和5年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第56号　令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第57号　令和5年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第58号　令和5年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について
日程第11	議案第59号　令和5年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について
日程第12	議案第60号　専決処分の承認を求めることについて （令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号）
日程第13	議案第61号　岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について
日程第14	議案第62号　紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について
日程第15	議案第63号　岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第64号　岩出市国民健康保険条例の一部改正について
日程第17	議案第65号　令和6年度岩出市一般会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第66号　令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第67号　令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第68号　市道路線の認定について

日程第21 議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約について

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 6 年第 3 回岩出市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

説明員の安居要代表監査委員は、病気療養のため、本日の会議を欠席する旨の申出がありましたので、ご了承願います。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第 53 号から議案第 69 号まで、議案 17 件につきましては、提案理由の説明、引き続きまして、議案第 53 号から議案第 59 号までの決算議案 7 件につきましては、監査委員から決算の審査報告です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○田中議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、10 番、玉田隆紀議員及び 11 番、山本重信議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○田中議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 19 日までの 21 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 9 月 19 日までの 21 日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 諸般の報告

○田中議長 日程第 3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案 17 件と報告 1 件であります。

次に、令和 6 年第 2 回定例会から令和 6 年第 3 回定例会までの会務の概要は、配

付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和6年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について報告いたします。

令和6年7月4日木曜日、東京都千代田区の全国都市会館で、社会的な孤独・孤立問題に関する特別委員会第1回委員会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、委員長挨拶に引き続き、内閣府孤独・孤立対策推進室企画官から、孤独・孤立問題の現状と対策等について説明がありました。

その後、事務局から本特別委員会の設置要綱の説明と、令和6年5月22日から7月4日までの事務報告があり、社会的な孤独・孤立問題に関する論点案及び調査案、7月5日、現地調査の方法、今後の運営について協議を行い、第1回委員会が閉会されました。

次に、令和6年7月5日金曜日、東京都江戸川区のタワーホール船堀で、社会的な孤独・孤立問題に関する特別委員会、現地調査が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、委員長挨拶、江戸川区長挨拶に引き続き、江戸川区福祉部生活援護管理課長から取組事例の紹介、続いて、障害者福祉課長から新規事業の紹介がありました。

その後、副委員長の挨拶により、現地調査が閉会されました。

以上です。

○田中議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 市長の行政報告

○田中議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、平素より岩出市の発展に対し、ご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

また、本日は、皆様方にご出席をいただき、令和6年第3回岩出市議会定例会を開会できますこと、厚く御礼を申し上げます。

まず、8月8日の日向灘の地震発生を受けて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことに伴い、岩出市においても災害対策本部を設置をし、対応に当たりました。災害はいつ起こるか分かりません。今後も引き続き、防災対策

に努めてまいります。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の岩出市行政についてご報告をいたします。

初めに、令和5年度一般会計歳入歳出決算についてありますが、社会保障関係費の増加や物価高騰等などに対する支援や対策などにより、厳しい状況が続いておりますが、住民サービスの低下や将来の住民への財政負担を招かないよう、行財政運営に取り組んだ結果、令和5年度岩出市一般会計の歳入歳出決算における実質収支は、5億340万5,471円の黒字決算となりました。

次に、28回目を迎えます市政懇談会についてであります。8月23日に区自治会と代表者に意見要望の通知を送付いたしました。本年度の開催は現在未定ですが、開催の運びとなりましたら、10月中に詳細を改めてお知らせをいたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

次に、10月27日日曜日に、市内6小学校と船山地区公民館において実施いたします地域防災訓練についてであります。南海トラフを震源とした巨大地震が発生したと想定し、逃げ遅れをなくするための初動体制の確立を目的に、地域防災訓練を開催いたします。議員の皆様におかれましても、地域でのご参加にご協力をお願いいたします。

次に、防災資機材の配備についてであります。災害時の電源確保のための避難所へのポータブル電源装置の配備を行います。太陽光による発電も可能なものを予定しており、自家発電設備や蓄電池のない避難施設での電源として活用をいたします。つきましては、本定例会に補正予算を計上しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、職員採用試験についてであります。7月7日に社会人を対象とした採用の二次試験を実施しました。その結果、8月1日付で一般事務職7名を採用し、さらに9月1日付で一般事務職2名を採用の予定であります。また、来年4月採用予定の一般事務職、技師、保健師、保育士、そして社会福祉士についても、7月14日、一次試験、8月18日に二次試験を実施しました。今後、高校卒の一般事務職と、福祉職に係る一次試験を9月22日に実施する予定であります。それぞれ最終の合格内定者数につきましては、後日、議会に報告させていただきます。

次に、令和6年度敬老会についてであります。高齢者を敬愛する気持ちをより一層高め、長寿をお祝いするため、9月16日、敬老の日の午前9時30分から市民総合体育館において開催をいたします。今年度は、昭和25年12月31日以前に生まれた

方々、8,042名をご招待するほか、対象者全員にお弁当または食のクーポン券のいずれかをお渡しいたします。当日は、議員各位のご臨席を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、クリーンセンター基幹的設備改良事業についてであります。令和6年4月25日付で、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、補助率2分の1の交付決定をいただき、工事契約などの業務を進めてまいりました。本定例会に工事請負契約の締結についての議案を上程させていただいておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、急速に少子化が進む中での子育て世帯への支援についてであります。子ども医療費助成の拡充のための議案を本定例会に上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、令和6年度いわで夏まつりについてであります。夏まつり実行委員会、関係業界団体、市職員が一体となり、市民がつくる市民の祭りとして準備をしていただいておりましたが、議員ご承知のとおり、台風10号の影響により、来場者などの安全確保のため、中止となりました。関係者の皆様のこれまでのご尽力に深く感謝をいたします。また、今回中止となりましたが、市民の皆様が喜んでいただける夏のイベントとして、今後も継続していただきたいと思っております。

次に、観光促進事業についてであります。尾高工作所様より、会社創立70周年を記念として100万円の寄附を頂き、観光促進として、根来周辺への桜の植樹に使わせていただきます。つきましては、本定例会に補正予算を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、8月24日に挙行いたしました紀の川左岸高齢者等スポーツ広場と岩出市ドッグラン広場のオープン式典では、議員各位にご臨席をいただき、ありがとうございました。

次に、今後の秋のイベントについてであります。市民運動会については、10月13日日曜日、文化祭については、11月2日土曜日、3日日曜日の2日間で、それぞれ開催する方向で準備を進めております。また、文化祭開式においては、令和6年度岩出市市民表彰式を市民総合体育館小ホールにて挙行いたします。長年にわたり市政の発展にご貢献いただいた方々を表彰いたしますので、議員各位におかれましてはご臨席賜りますようお願いをいたします。

次に、和歌山県学校給食費無償化事業補助金を活用した令和6年10月から令和7年3月までの学校給食費無償化については、9月中に補助金交付申請を行う予定で

進めております。つきましては、本定例会に補正予算を上程をしておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

本日、ご説明申し上げましたこれらの施策などの推進に積極的に取り組み、岩出市市政の発展に努めてまいりますので、今後とも、議員の皆様のご理解、ご支援をお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。よろしくをお願いをいたします。

○田中議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第21 議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約について

○田中議長 日程第5 議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第21 議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の件までの議案17件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○川端副市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、令和5年度決算認定の案件が7件、専決処分の承認を求める案件が1件、条例案件が4件、令和6年度の補正予算案件が3件、市道路線の認定案件が1件、工事請負契約案件が1件の17件であります。

初めに、令和5年度決算認定の案件についてご説明いたします。

議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が202億4,277万465円、歳出総額は193億6,263万5,994円で、歳入歳出差引額は8億8,013万4,471円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源があるため、実質収支額は5億340万5,471円となります。

次に、議案第54号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は58億2,324万5,570円、歳出総額は58億1,203万8,410円で、歳入歳出差引額は1,120万7,160円となりました。

次に、議案第55号 令和5年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が36億9,027万4,327円、歳出総額が36億8,313万6,490円

で、歳入歳出差引額は713万7,837円となりました。

次に、議案第56号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が11億1,251万9,938円、歳出総額が10億9,406万9,370円で、歳入歳出差引額は1,845万568円となりました。

次に、議案第57号 令和5年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額、歳出総額ともに2,876万3,991円で、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

次に、議案第58号 令和5年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定についてであります。まず剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金が3億1,399万4,108円で、減債積立金に2,516万5,339円を、建設改良積立金に1億1,044万141円を積み立てるほか、資本金に減債積立金取崩し分として4,953万718円、建設改良積立金取崩し分として1億2,885万7,910円を組み入れるものであります。

次に、決算額につきましては、収益的収入額が11億9,304万2,819円、収益的支出額が9億9,105万9,069円で、収入支出差引額は2億198万3,750円となりました。

一方、資本的収入額は3億5,838万6,000円、資本的支出額は9億1,852万272円で、収入支出差引額は5億6,013万4,272円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填しました。

次に、議案第59号 令和5年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定についてであります。決算額につきましては、収益的収入額が11億1,942万7,139円、収益的支出額が10億765万9,575円で、収入支出差引額は1億1,176万7,618円となりました。

一方、資本的収入額は19億7,666万1,000円、資本的支出額は24億5,801万4,016円で、収入支出差引額は4億8,135万3,016円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填いたしました。

以上が、令和5年度決算認定の案件であります。

続いて、専決処分の承認を求める案件についてご説明いたします。

議案第60号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に6億9,820万6,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に係る事業財源について、歳出では、定額減税補足給付金給付事業費及び物価高騰対応重点支援給付金給付事業費について補正を行うものであります。

続いて、条例案件についてご説明いたします。

議案第61号 岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について、及び議案第62号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正についてであります。岩出市指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、指定管理者制度を効率的かつ円滑的に利用、運営するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第63号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。岩出市子ども医療費助成制度の対象年齢を現行の15歳から18歳に引き上げるとともに、小学生以上の対象者の通院に係る医療費助成額を現行の3分の2から3分の3に引き上げるため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第64号 岩出市国民健康保険条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、令和6年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第65号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に4,170万1,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、小中学校給食費のほか、事業の採択等による国・県支出金、寄附金、諸収入などについて、歳出では、子ども医療扶助費のほか、病児・病後児保育事業費補助金、帯状疱疹予防接種事業費、観光促進事業補助金、那賀消防組合負担金などについて補正を行うものであります。

次に、議案第66号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に2,134万5,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、国民健康保険事業運営基金繰入金及び診療報酬等前年度精算金について、歳出では、令和5年度保険給付費等交付金、普通交付金の精算に伴う返還金について補正を行うものであります。

次に、議案第67号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に1,118万1,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、過年度交付金の精算に伴う返還金について補正を行うものであります。

次に、議案第68号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路5路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決

を求めるものであります。

最後に、議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約についてであります。岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事の請負契約を締結するに当たり、予定価格は1億5,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

引き続きまして、議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第59号 令和5年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件につきまして、監査委員から決算の審査報告を求めます。

監査委員。

○梅田監査委員 皆さん、おはようございます。

令和5年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和5年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類及び基金の運用状況について審査をいたしましたところ、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの係数は関係諸帳簿等と符合し、正確であることを認めます。

次に、令和5年度岩出市水道事業会計及び岩出市下水道事業会計決算審査についてご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和5年度岩出市水道事業会計及び岩出市下水道事業会計決算、事業報告、附属明細書及び関係証書、附属書類を審査いたしましたところ、関係法令等に準拠して作成されており、違法並びに錯誤を認めず、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めます。

なお、審査の概要等については、意見書に添付したとおりでございますが、主な内容といたしましては、1点目、収入未済額について、前年度と比較して、収入未済額は減少しており、不納欠損額は増加となっております。収入未済額の縮減は、健全財政の財源の確保、負担の公平性、行政に対する信頼性の確保からも重要な課題でもあります。今後も、滞納者の実態把握と分析を迅速に行い、法的措置をはじめ、適正な滞納対策を講じるとともに、不納欠損処分に当たっては、債権の回収を放棄

するものであることから、安易な時効による欠損処分とならないよう、日常の債権管理を適正に行うとともに、様々な方法を尽くした上で、より一層、公正かつ厳正に取り扱われたい。また、水道料金や下水道使用料の収納対策についても、使用者の公正負担の面からも引き続き未収金解消に向け、適正な収納対策を進められたい。

2点目、財産管理事務については、引き続き適正な管理に努められたい。

3点目、補助金の交付については、交付に際し、事業内容及び補助の必要性、効果等十分精査した上で、交付決定をされるように努められたい。

4点目、財務会計事務については、各課においてその根拠となる法令等を十分把握した上で、適正な調定事務や予算執行事務に努められたい。

5点目、令和5年度について、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む一方で、物価高騰の歯止めが利かず、市民生活を圧迫する等、経済状況はまだまだ不安定で、社会情勢を取り巻く環境も厳しさを増しており、市の財政の根幹である市税や地方交付税における財源確保は不透明な状況であります。持続可能な行財政運営のためには、国・県の補助制度を十分活用した歳入の確保に努めるなど、自主財源の堅持を図るとともに、職員一人一人のコスト意識の向上と、事務事業の創意工夫により、一層の効率的・効果的な取組を進められたいとしてございます。

なお、令和5年度決算審査での指摘事項は特にございませぬ。

以上で、監査委員の報告を終わります。

○田中議長 以上で、決算の審査報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 これにて本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月5日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月5日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時03分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 9 月 5 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

令和6年9月5日

|       |         |  |
|-------|---------|--|
| 開 議   | 午前9時30分 |  |
| 日程第1  | 諸般の報告   |  |
| 日程第2  | 議案第53号  | 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について                   |
| 日程第3  | 議案第54号  | 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 日程第4  | 議案第55号  | 令和5年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について               |
| 日程第5  | 議案第56号  | 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第6  | 議案第57号  | 令和5年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について               |
| 日程第7  | 議案第58号  | 令和5年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について                |
| 日程第8  | 議案第59号  | 令和5年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について         |
| 日程第9  | 議案第60号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号) |
| 日程第10 | 議案第61号  | 岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について                   |
| 日程第11 | 議案第62号  | 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について           |
| 日程第12 | 議案第63号  | 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について                |
| 日程第13 | 議案第64号  | 岩出市国民健康保険条例の一部改正について                       |
| 日程第14 | 議案第65号  | 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第3号）                      |
| 日程第15 | 議案第66号  | 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                |
| 日程第16 | 議案第67号  | 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）                  |
| 日程第17 | 議案第68号  | 市道路線の認定について                                |
| 日程第18 | 議案第69号  | 岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約について                |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第53号から議案第59号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会の設置及び付託並びに委員の選任、議案第60号から議案第69号までの議案10件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○田中議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として変更のあった者の職氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について

～

日程第8 議案第59号 令和5年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について

○田中議長 日程第5 議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第8 議案第59号 令和5年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、ネット岩出、福岡進二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

福岡進二議員。議案第53号の質疑をお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。ネット岩出、福岡進二です。

議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

代表監査委員の決算の審査意見書では、市税において収入未済額の縮減は財源の確保にとどまらず、市民負担の公平性の観点からも重要な課題とっておられます。

そこで1点目、前年度と比較して市税が増加した要因は。

2点目、歳入全般の中で、収入未済額が前年度と比較して増加しているものの要因は、についてお伺いいたします。

同じく代表監査委員の決算の審査意見書において、不納欠損処理に当たっては、債権の回収を放棄するものであることから、安易な時効による不納欠損処理とならないよう日常の債務管理を適正に行い、様々な方法を尽くした上で適正に処理するよう、公正かつ厳正に取り扱われたいとあります。

これに関連して3点目として、歳入全般の中で、不納欠損処分について処分理由ごとの件数と額をお伺いいたします。

○田中議長 答弁願います。

税務課長。

○西岡税務課長 皆様、おはようございます。

福岡議員のご質疑にお答えします。

1点目の市税が増加した要因につきましては、主な要因として、個人市民税で納税義務者の増と1人当たりの所得の増により、また固定資産税、都市計画税で、大型商業施設等建築に伴う増によるものです。

2点目の収入未済額につきましては、市税では財産調査とその進捗管理による滞納処分の徹底、現年度課税分の対策の早期着手等により、前年度と比較し、収入未済額を抑制し、減少となっております。

3点目の不納欠損処分について、市税の処分理由ごとの人数と額につきましては、地方税法第18条第1項に基づき、執行停止後3年が経過する前に、時効の5年を経過するもの、62人、177万6,749円、地方税法第15条の7第4項に基づき、執行停止後3年を経過するもの、64人、399万9,060円、第15条の7第5項に基づき、即時に消滅するもの、例えば本人死亡により法定相続人が相続放棄をしている、または会社が倒産している等で52人、205万2,657円でございます。

○田中議長 社会福祉課長。

○森社会福祉課長 福岡議員ご質疑の2点目についてお答えいたします。

生活保護費返還金における収入未済額は、令和5年度が1,400万6,605円で、対前年度比1万4,343円の増加となります。

収入未済額が増加した主な要因といたしましては、一括での納付が困難で、毎月

分割で返還している方が、本市で生活保護が廃止となり、返還が滞るケースが増えたことによるものです。

○田中議長 子ども家庭課長。

○福田子ども家庭課長 福岡議員のご質疑の2点目と3点目について、子ども家庭課所管分についてお答えします。

まず2点目について、児童扶養手当返還金における収入未済額は、令和5年度が441万4,650円で、対前年度比88万5,850円の増加となります。収入未済額が増加した主な要因といたしましては、障害年金の遡及受給等の理由により、令和5年度中に新たに返還金が発生した受給者3名のうち1名が、複数年の分納による返還誓約を交わしており、年度中に全額返還できなかったことによるものです。

次に、3点目の不納欠損の処分理由ごとの件数と額ですが、保育料について、地方税法第15条の7第1項に基づく執行停止中に地方自治法第236条第1項に規定する時効を迎えることにより、不納欠損を行った件数が2件で、金額が33万1,335円となります。

○田中議長 教育総務課長。

○赤井教育総務課長 通告に従い、議員ご質疑の3点目、不納欠損処分について、処分理由ごとの件数と額は、の学校給食費分についてお答えいたします。

令和5年度の学校給食費の不納欠損処分件数は17件、処分理由は全て相続放棄、不納欠損額は6万3,850円です。

○田中議長 再質疑ありませんか。

福岡進二議員。

○福岡議員 市税について、1点目の質疑に関連して、1点お伺いいたします。

市民税において、個人市民税が前年対比9,051万9,067円増額なのに対し、法人市民税が1,972万4,275円減額となっている要因についてお伺いいたします。

○田中議長 答弁願います。

税務課長。

○西岡税務課長 福岡議員の再質疑にお答えします。

法人市民税の減額要因につきましては、減額となった主な業種は、卸売小売業、金融保険業等となっております。その中でも、金融保険業において、資産整理による大幅な減収申告がなされ、確定納税額が減になったことに加え、連動して、その確定額を算定基準とする令和5年度の予定納税額が減となったことが大きな要因の1つと考えております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、ネット岩出、福岡進二議員の質疑を終わります。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第53号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、質疑を行いたいと思います。

議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について。

1番目、成果説明書のページ数は、6ページの15款ですが、国庫支出金について、減による岩出市に対しての影響はどのような影響があるのか、お聞かせください。

2番目に、同じく成果説明書の29ページ、8款1項1目災害用備蓄物資配備事業ですが、避難者何名分を想定しているのか。また、避難者が何日分、避難に対しての考えなのか、お聞かせください。また、国庫支出金に該当する事業がないのか、お聞かせください。

3番目に、同じく成果説明書の53ページの3款3項1目生活保護事業ですが、前年度と比べてどのような推移になっているのか、お聞かせください。また、保護停止中になっている要因ですね、どういった要因で停止中になっているのか、お聞かせください。

4番目に、同じく成果説明書の77ページ、3款2項6目家庭児童等相談事業ですが、心理的虐待とはどのような虐待をいうのか、お聞かせください。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 玉田議員ご質疑の1点目についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国庫支出金は、前年度比5億1,904万79円の減となっております。減少の要因は、主に新型コロナウイルス感染症関連の補助金や、物価高騰対策関連の補助金の減少によるものでございます。

今回の減少は、国の補助金の廃止、それから打切り等によるものではなく、新型コロナや物価高騰に係る臨時的に実施した事業費の減少に伴うものであることから、令和5年度決算において、市の財政に与えた影響はないと考えております。

○田中議長 危機管理監。

○永長危機管理監 玉田議員のご質疑2点目についてお答えいたします。

令和5年度の災害備蓄食糧の整備実績につきましては、乳幼児用の粉ミルクを除き7,100食分相当を整備し、各避難所へ分散整備してございます。1日3食の計算で約2,366人分となります。日数につきましては、令和5年度購入分だけで申しますと、避難者数が約1,300人とした場合、約1日から2日分となります。備蓄食糧は、いわゆるところてん方式により整備を行っており、次年度に消費期限を迎えるものを対象として更新するもので、総数として増えるものではございません。

なお、備蓄食糧の整備については、国庫支出金の対象となってございません。

○田中議長 社会福祉課長。

○森社会福祉課長 玉田議員ご質疑の3点目についてお答えいたします。

まず、前年度と比べてどうかについてですが、令和5年度の各月の被保護世帯数、被保護者数の合計は4,296世帯、4,886人で、前年と比較すると163世帯、240人の増加となっております。扶助費については8億3,347万9,716円で、前年度と比較すると8,182万7,710円の増加となっております。

次に、保護停止中になった要因は、についてですが、令和5年度において、1世帯1人が2か月間、保護停止となっております。このケースは、本人に傷病等がなく就労できる状態であることから、就労指導を行っていましたが、積極的に求職活動を行わない状況が続いたため、生活保護法第27条の規定に基づき、積極的に求職活動を行うよう、合計4回文書による指導を行いました。しかしながら、改善されなかったことから、同法第62条第3項の規定に基づき、指導指示違反として、保護の停止に至ったものとなります。

○田中議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 玉田議員ご質疑の4点目についてお答えいたします。

心理的虐待とは、についてですが、心理的虐待には、大声や脅しなどで恐怖に陥れる無視や拒否的な態度を取る、著しく兄弟間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、子供がドメスティックバイオレンスを目撃する等が該当いたします。

心理的虐待を受けると、子供の脳に悪影響が出るという研究結果も出ており、引き続き、心理的虐待を含め、児童虐待防止の推進に取り組んでまいります。

○田中議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案

を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第53号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算で、4点お伺いしたいと思います。

まず1点は、令和5年度決算において実質収支ですね、これは5億円となっている状況です。この点において、市民サービス提供に対しての税金の使い道、この点について市の見解をお伺いしたいと思います。

2点目に、不用額については4億2,000万円にもなっています。この原因をどのように分析をし、そしてまた検証しているのか、お伺いしたいと思います。

3点目に、積立金においては、財政調整基金に5億8,000万円、公共施設整備基金に1億円、ごみ処理施設建設基金に3億5,000万円が積み上げられてきているわけなんですけど、基金に対する積上げ、これの理由についてお聞きをしたいと思います。

4点目は、地方交付税、地方交付税については、当初予算と比べて4億1,000万円以上の差額が生じてきています。その要因はどこにあるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 増田議員のご質疑に、一括でお答えいたします。

まず、1点目の実質収支については、令和4年度の実質収支5億305万3,634円も繰越金として含めての収支であり、著しく良好であるとは考えておりません。増加し続ける社会保障関係費のほか、物価高騰に対する支援や対策などによる厳しい状況の中、市民サービスの低下や将来の負担を招くことがないように、行財政運営に努めてまいりました。

次に2点目、不用額については、健全財政の堅持を市の財政運営の軸とし、全庁的にコスト意識を持ち、各種事業を執行したものであると考えております。

次に、3点目の積立金についてです。地方財政法第7条第1項の規定により、令和4年度の繰越金の2分の1を下らない金額の積立てを行ったほか、財政調整基金については、令和6年度以降の財源調整や増加する財政需要への対応のため、それから公共施設整備基金、こちら質疑の内容では1億円となっておりますが、実際は1,073万1,188円となっておりますので、すみません、公共施設整備基金については、各公共施設の今後の老朽化対策や大規模改修のため、ごみ処理施設建設基金は、

令和6年度から開始予定のクリーンセンター基幹的設備改良事業の財源とするため、それぞれ積立てを行ったものです。

最後に、4点目の地方交付税については、令和5年度において、国の補正予算に伴う普通交付税の再算定が行われ、12月に1億2,728万9,000円の追加交付があったことなどにより大幅な乖離が生じております。地方交付税は国から配分される財源であり、市独自で当初予算を見積もることが非常に困難であることから、過去の実績等を踏まえ計上せざるを得ないため、ご理解をお願いいたします。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 岩出市の財政面ですね、この財政面においては、実際には実質収支は5億円と。しかし、5億円以上に、今も言われましたけれども、積立金、これについては5億8,000万円と。大きな金額で言うと、ごみ処理基金なんかも含めると、莫大な金額というのが、やっぱり黒字というような形になると思うんです。

そういう点で、市はいつも厳しいということをよく言われるんですけども、これだけの金額、これがありながら厳しい財政というのは、この点から見てどういうふうに考えておられるのかという点と、そして地方交付税なんです。地方交付税については、今回、再算定があったというお話がありましたけれども、例年、当初予算との乖離ですね、これがやっぱり大きな金額として出てきている実態があります。

その点について、地方交付税についての算定ですね、当初予算の算定で、計算方式の見直しということは市として考えておられないのかどうか、この点お聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 増田議員の再質疑にお答えさせていただきます。

まず1つ目が、実質収支5億ほどある中で、繰越基金もあるが、それにおいても積立てもしているという形での指摘あったと思うんですけども、先ほども申し上げましたように、市民サービスの低下、それから将来の負担、これを招くことがないように基金の積立ても行っておりますので、実質収支5億プラス積立てもありますが、それも含めて将来負担を考えての結果となっております。

それから、もう1点が、交付税の算定の方法ということだったと思います。非常に難しいんですが、国から配分される財源というのは、市独自で予算を見積もることというのは非常に難しいです。国の入ってくるお金もどれぐらいか分からない、

国から出るのは地方財政計画の延びぐらいというところなんで、どうしても予算計上について、歳入については、歳入欠陥というのを起こしては、市の財政運営自体がむちゃくちゃになってしまいますので、その点で、できる限り、見込める範囲内という形になっておりますので、ご了承のほうをお願いしたいと思います。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほども聞いたんですけど、地方交付税関係は計算が非常に難しいんだというわけなんですけれども、それでも、やっぱり毎年多額の見込み違いというんですか、そういうのがやっぱり出てくると、最終的には市民サービスとの関係で、大きな影響も、これやったらもうちょっと市民サービスに活用できるのにとということができると思うんですね。

そういう点では、そういう計算方式、これについてはできるだけその金額に近づける計算式の係数というんですか、そういうことなんかも一切見直しはしないという、そういう今の計算でやるんだという、そのことでそういう考えなのかどうか、この点だけ、再度ちょっとお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

交付税の計算ということで、予算計上の方法ということなんですけれども、繰り返しのようで申し訳ないんですけども、国からの財源というのが、非常に算定がしにくいというところがございます。係数の話もございましたが、係数についてもぎりぎりでその数字が出てくるようなそういう状況になっておりますので、うちとしましては、先ほども申し上げましたように、歳入欠陥を起こさないように、その中でも、できる限り実績、前々年度、前年度にいただいておる交付税の数値を基に算定をしている形になっております。

本当にここはおっしゃられることは重々分かるんですけども、なかなか交付税をぴったりするというのは難しいところがございますので、ご了解のほうお願いいたします。

○田中議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第53号から議案第59号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第59号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第59号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました議案第53号から議案第59号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第59号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定により、歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲を併せて行う権限を決算審査特別委員会に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定により、歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲を併せて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名をしたいと思います。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、決算審査特別委員に、福山晴美議員、井神慶久議員、奥田富代子議員、尾和正之議員、吉本勸曜議員、玉田隆紀議員、三栖慎太郎議員、増田浩二議員、以上8人を指名いたします。

ただいま選任いたしました委員の皆様へ通知いたします。本日、本会議散会后、決算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時20分から再開いたします。

休憩 (10時02分)

再開 (10時18分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号）～

日程第18 議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良請負契約について

○田中議長 日程第9 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号）の件から日程第18 議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良請負契約の件までの議案10件を一括議題といたします。これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、ネット岩出、福岡進二議員、質疑時間60分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

福岡進二議員、議案第65号の質疑をお願いいたします。

○福岡議員 議案第65号の中から、歳入、16款2項8目4節保健体育費県補助金、公立学校給食費無償化事業県補助金5,534万1,000円について、2点質疑を行います。

1点目、県の学校給食費無償化事業への参加を判断した理由は。

2点目、補助金の算定方法についてお伺いいたします。

○田中議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 通告に従い、議員ご質疑の歳入、16款2項8目4節保健体育費

県補助金、公立学校給食費無償化事業県補助金5,534万1,000円の1点目、県の学校給食費無償化事業への参加を判断した理由は、についてお答えいたします。

市では幾度となく議会でも答弁させていただいているとおり、賄材料費を保護者負担とする学校給食法の規定は、保護者が食材や内容についてしっかりとコミットし、監視する役割を担っていただくため、学校給食運営費の経費のうち、賄材料費は保護者負担とされているものと認識しております。そのことを大原則とし、このたびの県事業が実施されている間の時限的措置として、学校給食費無償化を行うことを判断しました。

続いて2点目、補助金の算定方法は、についてお答えいたします。

県の交付要綱に基づき、小中学校それぞれの8月1日時点の全生徒数から、他の補助事業で支援されている生活保護費受給対象児童生徒数、就学援助対象児童生徒数及び特別支援教育就学費対象児童生徒数を除いた児童生徒数を補助対象児童生徒数とし、その補助対象児童生徒数にそれぞれの1食の単価、予定日数、補助率2分の1を乗じて算定しております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

福岡進二議員。

○福岡議員 市当局の今までの答弁どおり、学校給食法に基づき、賄材料費を保護者負担とし、県事業を活用した時限的な無償化を判断したとの答弁をいただきました。議会としても県事業の継続を望むものですが、無償化事業に係る県の今後の対応についてお伺いいたします。

また、継続の有無に限らず、市の考えをお伺いいたします。

○田中議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 福岡議員の再質疑にお答えいたします。

現在のところ、令和7年4月以降の県がこの補助事業を継続するかどうかは、いまだ明らかにされておりません。県の動向に注視しながら、先ほど答弁させていただいた市の認識に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、ネット岩出、福岡進二議員の質疑を終わります。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第60号の質疑をお願いいたします。

- 玉田議員 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号）について、2点質問をしたいと思います。

まず1点目に、歳出、2款1項9目定額減税補足給付金給付事業費ですが、給付の目的は、一体何なのかお聞かせください。

2点目に、歳出の3款1項18目物価高騰対応重点支援給付金給付事業費ですが、これも給付金の目的についてお聞かせください。

- 田中議長 答弁願います。

総務部長。

- 広岡総務部長 玉田議員のご質疑に、一括してお答えします。

まず、定額減税補足給付金給付事業費についてですが、物価高騰対策として実施されております定額減税について、令和6年分推計所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額について、減税し切れなかった方に、その額を1万円単位に切り上げて支給するものです。

次に、物価高騰対応重点支援給付金事業費についてですが、同じく令和5年度から実施している物価高騰対策の一環として、今回、新たに令和6年度住民税均等割非課税となる世帯及び新たに令和6年度住民税均等割のみ課税となる世帯に対して1世帯当たり10万円を支給するものです。

- 田中議長 再質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

- 玉田議員 2点、同じ再質なんですが、給付のスケジュールについて、2点ともどのようにしているのか、お聞かせください。

- 田中議長 答弁願います。

総務部長。

- 広岡総務部長 玉田議員、再質疑にお答えいたします。

まず、定額減税補足給付金につきましては、対象者に8月16日に申請書等を送付しておりまして、申請をいただいてから約4週間程度で順次給付を行う予定としております。

また、物価高騰対応重点支援給付金につきましては、対象となり得る世帯に、7月26日以降、申請書等を順次送付しております。8月22日までに申請いただいた世帯には、8月23日で一旦給付し、また明日、9月6日に給付をする予定としております。

今後も申請をいただいてから約3週間程度で順次給付を行う予定としております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第65号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第65号 令和6年度岩出市一般会計補正予算(第3号)について、2点お聞かせください。

まず1点目、歳出の6款1項2目18節の観光促進事業補助金なのですが、今回の補正で100万円で、根来寺周辺で桜の植樹を計画しているということなのですが、どこに当たるのか、またその規模について、まずお聞かせください。

2点目に、歳出の8款1項1目17節の消防用備品購入費ですが、避難所へのポータブル電源装置を配備するとのことですが、この時期に補正する理由についてお聞かせください。

○田中議長 答弁願います。

産業振興課長。

○中下産業振興課長 玉田議員のご質疑、1点目の植樹場所と規模についてお答えいたします。

まず、この事業につきましては、尾高工作所様より、会社創立70周年記念として100万円の寄附があり、観光促進として、桜の植樹に使わせていただくものです。植樹の場所につきましては、光明真言殿参道の東側で、一乗閣跡地の南側にあります広場を検討しています。規模については、樹高4メートル程度の桜1本を想定しています。

なお、根来寺は、中世、多くの学僧を抱える学山根来、学問の寺であり、合格祈願の桜として名所にすることで、観光促進につなげていきたいと考えています。

○田中議長 危機管理監。

○永長危機管理監 玉田議員の2点目のご質疑にお答えします。

先日の日向灘の地震もそうですが、ほとんどの災害はいつ起こるか分かりません。本年元日に発生しました能登半島地震において、発災当初はライフラインが途絶え、避難所においても多くの方が不便な生活を強いられていました。

岩出市では、これまで水や食糧等は備蓄物資として増やしてきましたが、電気は一部の避難所に蓄電池や発電機があるのみとなっており、また、平成30年の台風第21号により、岩出市の各所で停電が起り、避難所で電気が使えない状態が

発生したこともありました。

情報収集や通信手段の確保等、避難所運営のためには最低限の電源が必要でございます。このような理由から、ポータブル電源装置の配備に至ったわけでございますが、最初に申し上げましたように、災害はいつ起こるか分からないことから、できるだけ早くという思いで、この時期に補正とさせていただきます。

○田中議長 再質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 まず、1点目の観光促進事業ですが、これ桜1本の植樹ということですが、1本で100万円もかかるのであれば、非常に高い桜かなと思うんですが、その内容、内訳についてお聞かせください。

また、植樹の時期については、いつ頃を予定されているのか。そしてまた、観光促進事業なので、桜の種類についてでもいろんな桜があると思うんですが、それについてもお聞かせください。

次、2点目のポータブル電源装置なんですが、配備する電源装置はどのようなものを考えているのか、また、どこに何台配備する計画なのか、お聞かせください。

○田中議長 答弁願います。

産業振興課長。

○中下産業振興課長 玉田議員の再質疑にお答えいたします。

桜の内訳ですが、桜1本20万円で、植樹した桜を保護するため、桜を囲う木製の柵の設置費のほか、三脚鳥居支柱、植樹に当たっての土壌改良、桜の周辺の玉砂利、そして看板などの費用で80万円を想定しています。

そして、植樹の時期についてですが、1月から2月末頃を予定しています。桜の種類ですが、合格祈願の桜として名所にしたいので、受験のシーズンに合わせて咲く桜であります河津桜を想定しています。

○田中議長 危機管理監。

○永長危機管理監 玉田議員の再質疑2点目についてお答えします。

配備する電源装置は、ソーラーパネルからも発電できるものを想定してございます。配備先は、学校や体育館など、中長期間避難所11か所に2台ずつ、公民館等の一時避難所に9か所、1台ずつ、蓄電池や発電装置が既にある施設を除く避難所20か所に合計31台を予定してございます。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これでは、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第60号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて、1点だけお伺いしたいと思います。

今回のこの補正では、債務負担の限度額、これが5億5,000万円増額する、そういうようなものになっていますが、この理由についてお伺いをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 ご質疑にお答えいたします。

クリーンセンター基幹的設備改良事業は、令和6年度当初予算において、概算事業費として55億円を計上していましたが、クリーンセンター基幹的設備改良工事に伴う発注支援等業務の中で、施設設備の再点検や既設設備との整合性を調査し、人件費や物価高騰の状況を鑑みた結果、総事業費が増加し、債務負担行為の限度額5億5,000万円を増加いたしました。

なお、増加した総事業費のうち補助対象分につきましては、当初の60%から70%に見直しをしております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今答弁いただいたんですが、答弁いただいたようなことなんかは、当初、市が計画するとき、他の自治体なんかも含めて、十分調査検討した、そういう状況だと私は思うんですね。そんな中で、今回のような5億5,000万円と、本当に莫大な金額がさらに必要だというのは、市として、この間、どのような調査をしてきたのか、同じような炉を持っているような自治体なんかも含めて、市としても調査してきた上で、当初の55億円という計算をしてきたんじゃないかというふうに思うんですが、この点の検討状況ですね、その辺については、経緯としてはどのような状況だったのかという点、この点だけちょっと再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再質疑にお答えいたします。

クリーンセンターの現状、ただいま老朽化が進んでおりまして、そういった老朽

化が進んでいる状況の中を当初予算の段階で定めた中から再度調査いたしまして、再考いたしました結果となっております。

その中で、補助対象費としても認められるものもまだ追加で出てきましたので、そういった事業分も追加で増額のほうを検討した上での結果となっております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 ちなみにですね、国のほうにおいて、令和5年度、温室効果ガス排出量の算定に関する省令、こういうのも、この間出てきているんですが、この省令との関係では、今言ったような追加の工事分というのかな、それなんかも省令の見直しというのができたことも関係してきているんでしょうか。この点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再々質疑にお答えいたします。

今回の補助金は、二酸化炭素排出抑制の事業費に対する補助金でございます。そういった観点から、設備が二酸化炭素の排出抑制に関するものであれば、対象となるというところを鑑みての結果となっております。

○田中議長 続きまして、議案第61号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第61号 岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について、3点お伺いをしたいと思います。

今回、条例が出てきているんですが、そもそも今回、条例改正を行う理由、この点をまずお聞きしたいと思います。

そして2点目に、市としてガイドライン、これも新たに制定してきているんですが、この点については、国の指導基準というものなのか、それとも市独自で定められた、そういう基準なのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと3点目に、実際には、今、市民プール、多くの利用者があるわけなんですが、この点では、今回の条例実施において、岩出市に入る見込額、この金額が幾らぐらいなのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 増田議員ご質疑の2点目、ガイドラインを制定しているが、国の指

導基準なのか、また市独自の基準なのかについて回答いたします。

ガイドラインにつきましては、総務省自治行政局長が発出した「指定管理者制度の運用について」に基づき、市独自で作成しております。

○田中議長 生涯学習課長。

○湯葉生涯学習課長 通告に従い、増田議員のご質疑の1点目と3点目についてお答えします。

1点目、条例改正を行う理由は、については、指定管理者による市民プール運営事業において、令和4年度はコロナ禍により赤字でしたが、指定管理者から、コロナ禍を経た令和5年度の収支決算が黒字決算見込みとの報告を受け、改正された岩出市指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、その剰余金の取扱いを明確化するため、所要の改正を行いました。

3点目は、条例実施による岩出市に入る見込額は、については、現状として、令和5年度における市民プールの決算を例に出せば22万1,000円となります。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、基準面は国のものではないに、市独自の基準だということをおっしゃいました。国の指導基準というのが何%ぐらいなのか。そして、今回、市が決めた独自基準というのが何%なのか、この点、改めて再度お聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 増田議員の再質疑にお答えします。

国の部分は何%で、市独自が何%かということなんですが、そこまで測定しておりませんので、不明な部分でございます。ただ、今回、ガイドライン制定した理由でございますが、以前、岩出市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針というのを策定しておりました。しかし、この中には、指定管理者のほうから剰余金の取扱い、これらについての記述が何もなかったことから、市として自主的に見直しまして、指定管理者と市が協議できるように詳細を定めている必要から制定させていただいたという形になっております。

○田中議長 続きまして、議案第65号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第65号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第3号）、これについては、先ほどの方とも若干ダブる部分があるんですが、通告に基づいて質疑を行

いたいと思います。

まず1点目に、戸別受信機の貸出しですね、それに対する負担金、これについては何個を想定しているのかという点。そしてまた、1個当たりの負担額については幾らぐらいを想定しているのかという点、お聞きしたいと思います。

それと、これも先ほどあったんですが、観光促進事業、桜の植樹の関係なんですが、改めて予定場所と内容面、この点をお聞きしたいと思います。

3点目の消防用備品購入、ポータブル電源装置の購入という点もあるんですが、これも通告に基づいて、何台分なのかと、そしてまた配置先はどこなのかという点、お聞きをしたいと思います。

4点目は、映像作成業務委託料というのが計上されているんですが、根来地域の動画作成というのを予定しているんだという説明がありました。この点については、この動画ですね、この点についてはどのような活用方法を市として考えておられるのかという点。

この点、4つの点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

危機管理監。

○永長危機管理監 増田議員の質疑、1点目と3点目についてお答えします。

まず1点目でございますが、戸別受信機の貸与負担金としまして、1台当たり3,000円で200台を想定してございます。

次に、3点目の電源装置についてでございますが、配備先は学校や体育館など、中長期間避難所11か所に2台ずつ、公民館等の一時避難所9か所に1台ずつ、蓄電池や発電機が既にある施設を除く避難所20か所に合計31台を予定してございます。

○田中議長 産業振興課長。

○中下産業振興課長 増田議員のご質疑2点目の桜の植樹の予定場所と内容についてお答えいたします。

玉田議員のご質疑でも答弁いたしました。植樹の場所につきましては、光明真言殿参道の東側で、一乗閣跡地の南側にあります広場を検討しております。

内容については、4メートル位の桜1本を想定しており、合格祈願の桜として名所にしたいと考えております。

○田中議長 答弁願います。

教育部次長。

○赤井教育部次長 通告に従い、議員ご質疑の4点目、根来地域の動画作成を予定し

ているが、活用方法はどのように考えているのか、についてお答えいたします。

この事業は、民俗資料館を含むねごろ歴史の丘への観光客の増を目指して、春の桜、秋の紅葉等、根来寺境内の四季の自然のPR動画を作成するものです。活用方法としては、市ウェブサイトやSNS等で活用してまいります。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 桜の植樹関係で、再度お聞きをしたいんですが、先ほどの玉田議員のときに、桜の植樹の時期を1月から2月というようなこともちらっと言われたと思うんですが、桜の植樹の適切な時期というのは、そういう寒い1月、2月の時期というのが適切なのかどうか。植樹の一番適した時期というのは、大体いつ頃なのかという点を再度お聞きしたいと思うんです。

それと、関連するんですが、この間、岩出市では根来全体ですね、その中で桜の老木化という関係も出てきて、桜の植樹関係なんかがずっとされてきたと思うんですね。そういう点では、来年度、市として、そういう考えなんかも併せて持っておられるのかどうかという点と、そういった市がこれまでやってきた事業なんかと併せた植樹というのかな、そういうことなんか、もしするとしたらね、そういうことなんかも併せて考えて、そういう点についてはどうなのかという点、植樹の適切な時期という点なんかも併せて、再度ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○田中議長 答弁願います。

産業振興課長。

○中下産業振興課長 増田議員の再質疑についてお答えいたします。

桜の植樹の時期ですが、桜については、休眠期が冬のために、冬の時期に桜の植樹のほうを行います。

あと、ほかの桜の老木化とかというお話があったんですが、昨年度につきましては、前山のほうで、観光協会のほうで、桜のほう、山桜のほうを植えさせていただいております。

市につきましては、また来年度につきましては、また来年度の予算の際に、また検討して進めさせていきたいと思っております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第69号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第69号 岩出市クリーンセンターの基幹的設備改良工事請負契約、この点について、3点お伺いしたいと思います。

この中では条件付の一般競争入札という形なんですけど、ここで言う条件、この条件の内容については、どのような内容なんでしょうか。

それと2点目に、最終的に決まった金額の入札額において、国の交付金及び補助金の金額、これは幾らになると見ているんでしょうか。

それと、今度入札される工事で改良工事が行われるわけなんですけど、装置の耐用年数というのは、大体何年ぐらいを見ているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 増田議員のご質疑にお答えします。

まず1点目ですが、条件の内容につきましては、現施設ではガス化溶解炉方式を採用していたが、本工事においてガス化燃焼炉方式に変更し、さらなる省エネルギー化を図ること。次に、基幹的設備改良工事を実施するに当たり、長期の延命化及びCO<sub>2</sub>排出量を5%以上削減するものとする。また、主な要件といたしましては、本市に入札参加資格申請書を提出し、令和6年4月1日現時点で入札参加資格登録が2年以上継続しており、かつ引き続き現在も清掃施設工事に登録されているものであること。建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事に付き、特定建設業の許可を受けているものであること。建設業法の規定による清掃施設工事業に係る管理技術者資格証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は常勤の自社社員であり、かつ3か月以上の直接的な雇用関係にあること。建設業法第27条の29第1項に定める経営事項審査結果通知書における建設業の種類、清掃施設業の総合評定値（P点）が1,200点以上のものであること。平成21年4月1日以降に地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設において、流動床式ガス化溶解炉の期間的改良工事が完成し、引渡しが完了した施工実績を元請として有すること。その他の条件につきましては、他の入札の共通事項となっております。

2つ目といたしまして、補助金につきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で、補助対象の2分の1の21億8,420万円の交付決定通知をいただいております。

3つ目の耐用年数ですが、改良工事に伴う施設設備の耐用年数は約15年を見込んでございます。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の工事によって、CO<sub>2</sub>の排出というんですか、これが図られるという形の中で、先ほど、条件付の一般競争入札の条件の内容というところの中での説明で、5%以上という説明がありました。今回の入札企業によっての企業としての数値ですね、5%以上という条件がある中で、実質的には何%の削減ができるというふうになるのでしょうか。

排出基準で、どれほどの削減効果があるのかという点、実際の数値の点ではどのような形になるのかという点、この点、ちょっと再度お聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再質疑にお答えします。

約20%の削減を見込んでございます。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第60号から議案第69号までの議案10件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第69号までの議案10件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月13日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月13日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時00分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 9 月 1 3 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

令和6年9月13日

- |       |   |
|-------|---|
| 開 議   | 午前9時30分   |
| 日程第1  | 諸般の報告   |
| 日程第2  | 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号) |
| 日程第3  | 議案第61号 岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について                   |
| 日程第4  | 議案第62号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の一部<br>改正について       |
| 日程第5  | 議案第63号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正につい<br>て            |
| 日程第6  | 議案第64号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について                       |
| 日程第7  | 議案第65号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第3号）                      |
| 日程第8  | 議案第66号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                |
| 日程第9  | 議案第67号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）                  |
| 日程第10 | 議案第68号 市道路線の認定について                                |
| 日程第11 | 議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約につい<br>て            |
| 日程第12 | 委員会の閉会中の継続調査申出について                                |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第60号から議案第69号までの議案10件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○田中議長 日程第1 諸般の報告を行います。

9月5日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に福山晴美委員、副委員長に吉本勸曜委員が選出されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号）～

日程第11 議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良請負契約について

○田中議長 日程第2 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号）の件から日程第11 議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良請負契約の件までの議案10件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案10件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月9日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号）所管部分の外、議案2件です。

当委員会は9月9日月曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計

補正予算第2号) 所管部分、議案第65号 令和6年度岩出市一般会計補正予算(第3号) 所管部分、議案第68号 市道路線の認定の件、以上3議案、いずれも討論なく、全会一致で、議案第60号の所管部分は承認、議案第65号の所管部分は可決、議案第68号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中で主な質疑を報告いたします。

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号) 所管部分では、定額減税補足給付金の給付方法及び対象者数は、について。

議案第65号 令和6年度岩出市一般会計補正予算(第3号) 所管部分では、観光促進事業補助金について、桜の種類は。また、植樹場所の整備など、根来寺との協議は。消防用備品購入費について、ポータブル電源装置の出力、配置場所及び数は。また、配置後の使用方法及び管理は。消防用備品購入費について、ポータブル電源装置を購入することとなった経緯、機器の選定理由は、について。

議案第68号 市道路線の認定の件では、南大池37号線の起点の東側道路は市道か、について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第60号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号) 所管部分の外、議案8件です。

当委員会は9月10日火曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号) 所管部分、議案第61号 岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正の件、議案第62号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正の件、議案第63号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第65号 令和6年度岩出市一般会計補正予算(第3号) 所管部分、議案第66号

令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第67号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上7議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第60号の所管部分は承認、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第65号の所管部分、議案第66号及び議案第67号は可決しました。議案第64号 岩出市国民健康保険条例の一部改正の件は、討論の後、賛成者多数で可決しました。議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の件は、質疑の後、継続審査に付されたいとの意見があり、諮ったところ、賛成者少数となり、その後、討論、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号）所管部分では、債務負担行為補正について。クリーンセンター基幹的設備改良事業が当初予算額から増額補正となった理由は、について。

議案第61号 岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正の件では、剰余金の額が過大と認められる場合とは、どの程度を想定しているのか。指定管理者から収支報告は。また、収支報告内容の精査は、について。

議案第62号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正の件では、関連事項として、事前予約について、団体利用の場合、当日予約はできるのか。また、貸出し道具の数は。

議案第63号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正の件では、医療費の給付は現物給付で、窓口での負担はないのか。施行期日を令和7年1月1日とした理由は。また、無償化にするメリットは。医療費の無償化の対象者は、就労している者、及び社会保険加入者も対象になるのか。また、今後、無償化の対象者を大学生や専門学生に拡大する考えは。無償化とすることにより事務量及び事務経費の増減は。無償化による交付金額のペナルティーは。また、今後も国に無償化を要望していくのか。還付の場合の支給方法は、について。

議案第64号 岩出市国民健康保険条例の一部改正の件では、これまで虚偽の届出はあったのか。マイナンバーカード、健康保険証に変わることによる条例改正か。また、この改正で現行の被保険者証に問題は起こらないのか、について。

議案第65号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第3号）所管部分では、和歌山県振興局地域づくり支援事業補助金の目的はどのようなものか。病児・病後児保育事業費補助金の対象施設は。また、受入人数及び受け入れられない疾患は、映像

作成業務委託料の業務内容の詳細は。また、映像は市のユーチューブチャンネルで放映するのか、について。

議案第66号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第67号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、質疑はありませんでした。

議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の件では、入札参加事業者は何社か。ごみ減量化を推進しているのに処理能力を増やしているのはなぜか。運転管理等業務について、燃焼温度が下がることにより、技術的に市職員が運転管理等を行えるようになるのか。売電についての考えは。また、ダイオキシンの問題は無いのか。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号）の件、議案第61号 岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正の件、議案第62号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正の件、議案第63号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第65号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の件、議案第66号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第67号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第68号 市道路線の認定の件、以上、議案8件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案8件に対する討論を終結いたします。

議案第60号から議案第63号まで、及び議案第65号から議案第68号までの議案8件を一括して採決いたします。

この議案8件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり承認、議案第61号から議案第63号まで、及び議案第65号から議案第67号までの議案6件は、原案のとおり可決、議案第68号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第64号 岩出市国民健康保険条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第64号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回の改正は、国民健康保険証がなくなるため、それに関連し、条例の一部が改正されます。私たち日本共産党は、取得自体が任意とされているマイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせた、いわゆるマイナ保険証に一本化することに反対の立場です。

今回の改正も、現行の健康保険証を廃止しなければ必要のない改正です。多くの国民は、現行の健康保険証の存続を求めています。現行の健康保険証の廃止には反対の立場から、この議案にも反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第64号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

この議案は、国が示すマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に対応したものであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する保険等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正され、国民健康保険の被保険者証が令和6年12月2日に廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料を科す規定を削除するとともに、字句の整理を行うため改正するものであります。

法律の改正に伴い、所要の改正をするものでありますので、私は本議案について賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○田中議長 以上で、議案第64号に対する討論を終結いたします。

議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の件に対する討論通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約について、討論を行います。

安心・安全なクリーンセンターの建設、運営、市民生活に関わる大事な施設、環境に配慮した施設は必要であると考えますが、手続上の問題点の有無、これまでの当局からの説明も不十分であり、採決に臨む判断材料が乏しいため、委員会では継続審査を主張しましたが、議案への賛成者が多数のため、今回反対を表明するものです。

まず、今回のこの議案を審議するに当たっては、当局からの説明が議会に十分されていないこと、1社入札に至るまでの経過、落札率、過去の当局からの説明の整合性、方針転換など、委員会において質疑も行いましたが、それをもって、この請負契約かどうか、判断できるものではないと考えます。

59億4,000万円もの巨額な費用が投じられます。賛否を判断するためにも、議員として市民に説明責任を果たすためにも、この議案を継続審査にし、調査、審査を行うべきものだったと考えます。

よって、賛成することはできないため、反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約について、私は賛成の立場から討論いたします。

岩出クリーンセンターは築16年が経過し、国の方針もダイオキシン対策から二酸

化炭素排出抑制対策に変わったことから、処理方式をガス化溶解炉方式からガス化燃焼炉方式に変更すると聞いており、市が低炭素社会への転換を進める上でも必要な改良工事であると考えます。

また、入札についても、入札不調による事業進捗の遅延を防止するため、入札参加条件において、県外業者までを含めた地域条件とする場合は、地域要件を拡大する余地がないことから、1人入札参加を有効とするよう変更されているとのことであります。

この議案は、一定の条件をつけた上で執行された条件付一般競争入札により契約しようとするものでございます。

問題なく入札が執行されていると考えますので、私は本議案について賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第69号に対する討論を終結いたします。

議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 日程第12 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決

しました。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月18日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月18日水曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時50分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 9 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和6年9月18日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○田中議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、5番、奥田富代子議員、6番、尾和正之議員、13番、市來利恵議員、14番、増田浩二議員、以上6名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問するため、14番、増田浩二議員から、資料等、印刷物の配付許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁ともに簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今回、戸籍法改正についてと、認知症基本法についての2点について、一般質問を行います。

最初に、戸籍法改正について質問を行います。

戸籍法の改正につきましては、本年、令和6年3月に戸籍の広域交付や戸籍届出をするときの戸籍証明書添付が不要となる法律が施行されています。また、令和5年6月2日には、戸籍法の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、同月9日に公布されました。

昨年改正法により、戸籍の記載事項の氏名に加えて、新たに振り仮名が追加さ

れ、公布の日から2年以内に施行するとなっていることから、国では、令和7年5月頃をめどに、戸籍に氏名の振り仮名の記載を開始する予定としており、実質1年を切っています。

そこでお尋ねいたします。本市の戸籍に記載されている方の人数についてお伺いいたします。

次に2点目として、私なりに調べたのですが、戸籍は法務省、住民基本情報は総務省であり、国の所管が異なることから、どこまでの振り仮名が認められるかなどの課題もあると言われていています。

また、戸籍に氏名の振り仮名を記載するには、原則本人が届出を行うことになっています。そのため、本籍地の市町村は、改正法の施行日から遅滞なく対象者へ記載しようとする氏名の振り仮名を通知することになっており、対象者は、その通知を受けてから氏名の振り仮名の届出を行うこととなります。しかし、対象者から届出がない場合は、管轄の法務局長の許可を得て、改正法の施行日から1年を経過した日に、職権により通知した氏名の振り仮名を記載することとなっています。

そこでお尋ねいたします。戸籍法改正の施行に向け、現在、本市ではどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

次に3点目として、本市の人口は約5万4,000人であり、全員が本市に戸籍を置いているとは思いませんが、膨大な事務量になるかと思えます。

そこでお尋ねいたします。今回の振り仮名入力には市職員で行うのか、お伺いいたします。

次に4点目として、戸籍法の改正により、戸籍事務内の連携が可能となり、戸籍事務の効率化が進むと言われていています。しかし、その反面、個人情報漏えい等の危険性が危惧されています。昨今、個人情報については、転職等に伴い、データの持ち出しによる情報漏えいが多々報道されており、大きな社会問題となっていますので、本市としても慎重に取り扱う必要があります。

そこでお尋ねいたします。個人情報漏えいの対策について、市の見解をお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 おはようございます。福岡議員の1番目のご質問、戸籍法改正についての1点目、本市の戸籍に記載されている方の人数は、についてお答えします。

令和6年8月31日時点の本市の本籍数は1万7,166戸籍、本籍人口数は4万2,306

人です。

次に、2点目から4点目、戸籍法改正の施行に向け、現在どのような状況か。振り仮名入力には市職員で対応するのか。個人情報漏えいの対策は、について一括してお答えします。

現在、戸籍におきましては、氏名の振り仮名は記載事項とされておらず、戸籍上、公証されていませんが、戸籍法の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名の振り仮名が追加されることとなります。

改正後の戸籍法の施行に伴う戸籍への氏名の振り仮名記載対応といたしまして、現在、戸籍情報システム等関係システムの改修作業を実施しております。

今後の令和6年度作業としましては、国から示されたスケジュールに基づき、11月以降、住民票に記載されている仮の振り仮名を戸籍情報システムに登録、戸籍情報システムに登録した仮の振り仮名の情報を法務省の戸籍情報連携システムに全件送信する作業を行ってまいります。

令和7年5月以降につきましては、仮の振り仮名の通知情報の作成、通知書の印刷、発送、振り仮名の届出受付、戸籍情報システムへの振り仮名入力業務等の実施が予想されておりますが、円滑に業務が遂行できるよう、一部業務委託も視野に入れた事業実施案を検討しているところでございます。

戸籍情報システムにつきましては、個人情報の流出、悪用の防止対策としまして、生体認証を含む2要素認証により個人を特定した上で、戸籍情報連携システムから取得した情報の参照、出力を含む操作の記録を取得、管理する等の対策を行っておりますが、事業実施に当たり、管理体制の整備、職員教育の徹底等により、正確かつ安全に個人情報を取り扱ってまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点について再質問を行います。

1点目に、以前、振り仮名が間違っていた場合、家庭裁判所の許可を得るようになることを見た記憶がありますが、戸籍謄抄本等発行時、本人から振り仮名が間違っているとの申出があった場合、どのようになるのでしょうか。また、市民が戸籍謄本等を必要とする場合、急を要することが多いと思いますが、その場合どうなるのでしょうか、お伺いします。

次に2点目として、市からの通知により振り仮名の届出を出した方から誤りの申

出があった場合、入力誤りが考えられます。このような間違いが絶対あってはならないため、システム入力に際しては慎重に対応しなければなりません。また、職権で記載する場合についても同様と考えますが、それらの対応策等について、市の見解をお伺いいたします。

次に3点目として、今後、市民に対しての啓発をどのように実施しようと考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目です。振り仮名等の間違いがあった場合、急を要する方への対応は、等についてです。現在、具体的な事務の取扱について国から示されておられませんので、明確なことは申し上げられません。しかし、振り仮名の記載誤りが本市の誤記によるものである場合は、戸籍訂正を行うこととなりますので、できる限り早急に対応していきたいと考えております。

次に、入力誤りですね、市のほうで入力したときに入力誤りを防ぐ対応策についてというご質問だったと思うんですが、氏名の振り仮名に限らず、戸籍への記載につきましても、現在も複数人の職員でチェックを行うことを徹底しております。正確な戸籍記載に努めております。

それから3点目、市民への啓発ということだったと思います。戸籍への氏名の振り仮名記載事業につきましても、法務省におきましても、広報用ポスター、リーフレットの作成等、周知啓発に取り組んでいるところではありますが、市としましても、対象者への通知書発送に加え、市広報紙、市ウェブサイトへの掲載、市民課窓口や各公共施設へのポスター掲示、各種行事等でのチラシ配布等を計画しております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に、認知症基本法について質問を行います。

近年、高齢化に伴い認知症になる方が増加している状況であり、厚労省の資料では65歳以上の認知症の方は、平成24年には全国で約462万人でした。しかし、令和2年には約602万人まで増加しており、令和7年には約675万人で、5.4人に約1人

が認知症であり、また若年性認知症の方も増えると予測されています。

このような状況の中、令和5年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し、現在、1年以上が経過しました。認知症基本法では、1. 認知症施策の基本理念、2. 国・地方公共団体や国民の責務、3. 認知症施策推進基本計画等策定、4. 認知症についての基本的施策など、詳しく定められていますが、成立を契機に、さらに理解を深めていくことが必要であり、特に地方自治体にも幾つかの取組が求められています。

また、認知症基本法第9条では、認知症の日は9月21日とし、認知症月間は9月1日から30日までとされています。本市では、従来から9月の世界アルツハイマー月間に認知症の理解を深め、安心して暮らせるまちを目指して様々な事業を展開しながら、市民の皆様に認知症を理解していただくための機会を設けられています。また、広報いわで9月号でも特集記事として取り上げてくれています。

そこでお尋ねいたします。本市の認知症施策の現状についてお伺いいたします。

次に2点目として、認知症基本法第19条では、相談体制の整備等において、国及び地方公共団体は、認知症の人、または家族などから各種の相談に対し、総合的に応じることができるようにするため、必要な体制の整備を図るものとともに、必要な情報の提供及び助言、その他の必要な施策を講じるものとしてされています。

そこでお尋ねいたします。本市の相談窓口や相談体制の現状についてお伺いいたします。

次に3点目として、先ほども申し上げましたが、認知症基本法が制定されてから1年以上が経過しました。同法13条では、市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされています。策定は努力義務になっていますが、自治体の責任を明確にするためにも、本市の認知症施策推進計画の策定が必要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。本市の認知症施策推進計画の策定はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に4点目として、認知症基本法第1条では、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としており、本市においても、地域の実情に即したさらなる施

策を推進していかなければならないと思います。

そこでお尋ねいたします。本市の今後の取組についてお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員ご質問の2番目、認知症基本法についてお答えいたします。

まず1点目、本市の認知症施策の現状についてですが、国の認知症施策推進大綱に基づき、認知症予防を目的とした認知症予防教室や、認知症の方とその家族を支援する事業として、認知症サポーター養成講座を実施しています。認知症サポーター養成講座は、認知症を正しく理解し、認知症の方とその家族を温かく見守り、支える応援者を増やすためのもので、講座修了者で組織する認知症サポーターの会、ロバの会にもその一翼を担っていただいております。

また、認知症等により行方不明になった場合に、地域の支援を得て、早期発見、保護につなげる見守り愛ネットワーク事業や、認知症の方とその家族が地域の人や専門職等と交流や相談ができる場として、市内2か所で認知症カフェ事業を実施しています。

続いて2点目、本市の相談窓口や相談体制の現状につきましては、地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が認知症の相談に対応しています。また、認知症初期集中支援チームを配置し、認知症サポーター医の協力を得て、認知症や認知症が疑われる方とその家族に対し、必要な医療や介護サービス等につなげるための支援や、関係機関等との連携を図っているところ です。

続いて3点目、本市の認知症施策推進計画の策定についてですが、令和6年1月1日に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法において、市町村の計画は、国及び県の基本計画を基本とし、市町村の実情に即して策定するように努めなければならないとされており、よって、本市の計画は、今春閣議決定予定の国の認知症施策推進基本計画や県計画の内容を踏まえ、令和9年度から令和11年度を計画期間とする第10期岩出市高齢者福祉計画、介護保険事業計画と一体的に策定する予定としております。

次に4点目、今後の取組につきましては、さきに申しました各事業をさらに推進していくことが必要と考えます。まずは認知症の早期発見、早期対応が重要であることから、地域包括支援センターが相談窓口であることをしっかりと周知していき

ます。また、地域全体で認知症に対する理解がさらに進むよう、市の広報紙やウェブサイトに加え、SNS等で周知啓発に努めるとともに、認知症サポーター養成講座を企業や自治会などと連携して積極的に実施していきます。今後も認知症の方とその家族が住み慣れた地域で自分らしく生き生きと過ごしていくことができるよう、引き続き支援を行ってまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点について再質問行います。

まず最初に、認知症基本法第3条では、基本理念として7つの項目が掲げられています。特に第3号では、「地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること」とされています。

そこでお尋ねいたします。制度の周知、情報の発信についてはどのように取り組んでいるのでしょうか、お伺いします。

次に2点目として、以前から認知症の受診に際しては、本人が物忘れとのことで受診を拒否したり、また診断を受けることへの不安等があると考えられ、早期発見、早期対応につながっていないのが課題であると報道されてきました。

そこでお尋ねいたします。最近、受診助成制度を導入する自治体もありますが、市の見解をお伺いいたします。また、本市において早期発見のための取組として、どのような施策を考えているのか、お伺いいたします。

次に3点目として、今後の検討課題として、認知症の方が増える中で、特に徘徊の傾向がある場合、家族には日常生活や社会生活を送る上で不安を抱えることとなります。そのような中で、地方自治体の中には、認知症が起因して予期せぬの事故が起きてしまった際の賠償責任保険を導入する自治体も増えてきているみたいです。

そこでお尋ねいたします。他の自治体で実施している賠償責任保険について、市の見解をお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員の再質問にお答えします。

まず1点目、認知症に関する制度の周知、情報発信の取組につきましては、先ほど答弁した内容のほかに、認知症に関する情報をまとめた認知症ケアパスを作成し

ています。この認知症ケアパスは、いつでもどこでどのような医療や介護サービスを受けられるのか。また、認知症の症状や症状に応じた対応ポイントなどを掲載しています。認知症の相談の際に配布するとともに、市ウェブサイトにも掲載しております。また、9月の認知症月間に合わせ、岩出図書館や市役所ロビーにおいて、認知症に関する展示も行っているところです。

次に2点目、受診助成制度に対する市の見解、また本市の早期発見の取組とは、ということだと思ふんですけども、神戸市では、認知症の早期受診を支援するため、認知症の不安のある65歳以上の市民を対象に、医療機関での認知機能検診が無料で受けることができる認知症診断助成制度を実施しているということは把握しております。また、全国的にも同様の制度を実施している自治体があることも把握しておりますが、県内では実施自治体がないということで、本市において、現在のところ、この制度を導入する考えはございません。

本市の早期発見の取組といたしましては、先ほども答弁いたしました。認知症初期集中支援チームによる認知症サポーター医やかかりつけ医などとの連携により、早期発見、早期受診につなげてまいります。

次に、3点目の賠償責任保険については、認知症の方が他人にけがを負わせたり、それから他人の物を壊すなど、日常生活における偶然な事故によって、本人や家族が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険で補償するというもので、県内9市のうち、橋本市と紀の川市の2市が事業を実施しております。自治体において実施している賠償責任保険については、認知症施策推進大綱に、国が事例を収集し、施策効果の分析を行うとあることから、今後、国の動向を注視するとともに研究してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、マイナ保険証の普及と利用促進等について、家庭用廃食油について、市

民プールについてと、子ども居場所づくりについての4点についてお伺いいたします。

最初に、マイナ保険証の普及と利用促進等についてです。

今年の12月2日から従来の健康保険証を新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行してまいります。地域住民が安心してマイナ保険証を利用できるよう、また利用することの利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなどの正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。1人でも多くの方にデータに基づく、よりよい医療が受信できる高額医療費などの手続簡素化できるなどの医療サービス環境を提供していくことが望ましいと考えます。

マイナ保険証を保有しない方への対応については、12月2日以降、発行済みの保険証の有効期限が切れる前に、資格確認証が申請しなくても交付され、引き続き医療を受けることができるとなっております。

しかし、マイナ保険証を発行している方については、医療機関にてマイナ保険証を利用しなければ医療を受けることができなくなるということです。

そこで1つ目の質問ですが、マイナ保険証の発行済み率は、本年3月議会にて約66%とお伺いしましたが、マイナ保険証の利用率についてお聞かせください。

続いて、マイナ保険証の利用促進に向けての広報活動についてお伺いいたします。

7月4日に厚労省保険局医療介護連携政策課より、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けたご協力をお願いについてという事務連絡が発行されております。これを見ると、利用促進に向けた動画やポスターなどの広報素材の印刷提供など、サポートメニューがたくさんあります。12月に向けて広報活動を強力に推進し、市民の皆さんに正しい情報発信に取り組んでいくべきと考えますが、この広報活動に対しての取組をお聞かせください。

次に、全国的にマイナンバーカードの利用シーンが拡大してきて、住民票が近くのコンビニですぐ取れてよかったや、母子健診の受診券として使え、マイナポータルから結果がすぐ見えるなど、身近なところでも、この利便性を感じる声が増えてきているそうです。

7月時点で、国民の81%が保有しているとされておりますが、まだ取得したくてもできない方が、特に高齢者を中心にいらっしゃいます。現在、総務省では来庁が困難な方に対して、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援という事業があると聞きました。行政職員が希望のある施設や自宅等に向かい、一括して申請を受

けることができるという事業だそうです。その際に、出張した職員による本人確認や写真撮影を行い、後日、郵便等で本人に届けるということです。

この事業は、国庫補助のマイナンバーカード事務費として計上され、10分の10の国補助となるそうです。将来的なマイナ保険証による医療DXを考えると、希望する高齢者に対して保有の機会を提供することが非常に重要であると思います。

また、暗証番号の設定や管理の負担の軽減するため、顔認証マイナンバーカードでの医療機関や薬局などで利用できるといったような対応もされております。マイナンバーカードはデジタル社会における法的基盤となり、保険証として利用してもらうことで、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくよりよい医療が提供され、高額療養費制度の限度額適用認定証が不要となるなど、患者、医療現場それぞれに多くのメリットがあります。

さらに、電子処方箋や電子カルテの普及活動など、日本の医療DXを進める上で重要なベースとなるでしょう。大規模な地震などが起きた際に開設された避難所において、マイナンバーカードを使って、入退室管理や薬剤情報の管理を行う実証実験を行った結果、入退室の手続きがスムーズかつ正確に行われ、避難者の把握にかかる時間が10分の1に短縮されました。また、薬剤情報も必要量を正確に把握できるため、スムーズな支援要請ができ、避難者、運営者の両方に対して大きな効果が見られたそうです。

そこで、マイナンバーカードを保有していない方への取得に向けた対応についてお伺いします。施設等に対するマイナンバーカード取得支援の取組状況についてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員のご質問の1番目、マイナ保険証の普及と利用促進等についての1点目と2点目についてお答えします。

まず、1点目のマイナ保険証の利用率についてであります。令和6年7月時点での本市の国民健康保険のマイナ保険証の利用率は14.60%、後期高齢者医療のマイナ保険証の利用率は8.09%となっております。また、全国の平均利用率は、被用者保険を含む保険者全体の率となりますが、12.83%となっております。

次に、2点目のマイナ保険証の利用促進に向けた広報活動の取組は、についてであります。これまでは厚生労働省が作成した啓発ツールを活用し、被保険者への健康保険証の発送時に、マイナ保険証の利用促進に関するリーフレットを同封し、

個別周知するとともに、市ウェブサイトや市広報紙でも同様の周知啓発を行ってまいりました。

今後の取組としましては、今月発送予定の個人番号の下4桁を含む国民健康保険の加入者情報のお知らせに、マイナ保険証の利用方法や、マイナ保険証の利用メリットが記載されたチラシを同封することとしております。また、11月号広報に、令和6年12月2日以降、保険証の新規発行が廃止となることに伴うマイナ保険証利用の周知記事を掲載する予定でございます。今後もあらゆる機会を通じて、マイナ保険証の利用促進に向けた周知啓発に取り組んでまいります。

○田中議長 総務部長。

○広岡総務部長 大上議員ご質問の3点目、マイナンバーカードを保有していない方への対応は、についてお答えします。

令和5年8月8日に公表されたマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会最終取りまとめにおいて、関係団体を通じてマイナンバーカードの出張申請受付を希望する介護福祉施設、障害福祉施設等を取りまとめた上で、市町村に情報提供を行うこととされたことを受け、厚生労働省が関係団体宛てに出張申請受付の希望調査を毎月行っているところですが、現時点におきまして、出張申請受付を希望する連絡はございません。

また、長期の入院や在宅で寝たきり等によりマイナンバーカードの申請や受け取りが困難であると相談を受けた場合は、個々の事情に応じて、病院や個人宅へ職員が出向くなど、カード取得に向けて、できる限りの支援を行っているところでございます。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 2点再質問させていただきます。

現在、マイナンバーカードを取得するのに、申請からカードが届くまで1か月から2か月かかっていると思うんですけども、申請時や紛失による再発行で、交付待ちのときに医療を受けるときの対応というのはどのようにするのでしょうか。

またもう1点は、取得支援につきまして、高齢者施設や高齢者世帯などに対して、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援があるということの周知について、希望する方がマイナ保険証を保有できるような取組を推進していくことが重要であると考えているんですが、本市としての考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の1点目の再質問についてお答えいたします。

マイナ保険証の利用登録者で、マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方につきましては、本人から申請があれば、健康保険証の機能を有する資格確認書を速やかに交付していくこととなります。新生児など、マイナンバーカードを取得しない方につきましても、本人につきましては、本人の申請によらない職権交付により、資格確認書を交付することとなります。

○田中議長 総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質問にお答えします。

マイナンバーカードを紛失されたり、また新生児などの場合はどうなるかということで、議員もおっしゃっておられましたが、現在、マイナンバーカードを申請された方に交付通知書を送付するまで約1か月程度の期間を要しておりますが、令和6年12月2日以降、新生児、カード紛失等による再交付、それから海外からの転入者など、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に、特急発行、交付の仕組みにより申請から1週間以内でカードを送付できる予定となっております。

それから、カードの取得の周知等についてですけれども、カード取得に向けた支援につきましては、市ウェブサイトにて周知啓発を行っておりますが、市広報紙や、今年度作成予定のマイナンバーカードガイドブックにおいても周知を予定しております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2番目の質問です。

家庭用廃食油について、いわゆる家庭用使用済み天ぷら油についてですが、下水や川に流すと、BOD、COD等の上昇、いわゆる水質汚染という環境負荷、下水道に流れた場合には下水処理の負荷が上がるインフラ問題、本市では、ごみ分別冊子「ごみの分け方・出し方」に、固形化または紙などに染み込ませて可燃ごみとして出すとのルールの下、現在進行しておりますが、焼却炉からCO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>を発生するので、地球温暖化や大気汚染という環境負荷につながります。

脱炭素化に向けたCO<sub>2</sub>削減を目指して、本年10月から10年2月の工事期間にて

クリーンセンター改良工事を実施し、完成すれば、様々な改良改善でCO<sub>2</sub>を最大限20%削減するとのことですが、本市の廃食油の処分についてのご見解をお聞かせください。

次に、和歌山県では家庭用使用済み天ぷら油回収実証事業を行っております。モニターを募集して、登録者に対してアンケート調査を実施するといった段階であります。循環型経済の実現に向けた重要な取組だと思います。家庭から出た使用済みの天ぷら油などの食用油を回収し、大阪・関西万博の会場の工事に使う建設機器などに利用するという事です。

実証事業は、再来年、令和8年の3月まで行われ、回収が順調にできることが確認できれば、石油元売大手のENEOS和歌山製油所の跡地で事業化を目指している次世代の航空燃料SAFの原料として利用するそうです。

このSAFは、従来のジェット燃料と比べて、製造から利用するまでのCO<sub>2</sub>排出量を最大8割削減できるという推計されております。世界全体のCO<sub>2</sub>排出量の約1.8%、約6.2億トンを占める国際航空分野の脱炭素に向けた努力が強く迫られており、SAF、そして原料となる廃食油の需要が高まっているとのこと。

この原料となる廃食油をどこから調達するのか、鍵を握るのは家庭であります。全国油脂事業協同組合連合会の推計によりますと、飲食店などの事業者の廃食油の約9割が回収、資源化されている一方、家庭から回収率は1割にも達していません、年間約10万トンのうち回収できているのは、推計僅か4,000トンしかないとのこと。

和歌山県が実施している実証事業の認識について、お聞かせいただけますでしょうか。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 大上議員ご質問の2番目、家庭用廃食油についてお答えします。

1点目の本市の処分方法についての見解は、についてですが、本市では、家庭における使用済み天ぷら油の処分は、家庭ごみとして収集処理しており、再生資源としてのバイオディーゼル燃料等への再生利用は行っておりませんが、全国の一部の自治体では、廃食油の回収・再生事業が行われていることは認識しております。

次に、2点目の和歌山県が実施している実証事業についての認識は、についてですが、県では、令和5年10月に「わかやま資源自律経済ビジョン」が策定され、そ

の取組の第一弾として、家庭用使用済み食用油の回収実証事業が進められていることは認識しております。

現在の実証事業は、和歌山市、海南市、有田市を対象に、拠点回収に協力いただける事業者と、3,000人程度のモニター募集を行っており、今後も対象エリアについて、本市を含め、拡大を図っていきたく伺っております。

市といたしましては、家庭用廃食油の回収が、本市のごみ減量、再資源化につながるのと同時に、CO<sub>2</sub>削減効果の高い燃料等に利活用ができることから、本市との条件が整えば協力できるものと考えておりますので、今後も県の動向に注視してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 ご答弁のとおり、回収拠点は、和歌山市、海南市、有田市の主なスーパーや古紙回収拠点など約37拠点となっております。そして、協力するモニターに関しては3,000人程度を募集しておりますが、この3市以外でも構わないということになっております。

うちの妻に我が家の状況を聞きましたところ、紙などに染み込ませて捨てているんですが、よりよい方法はないかということだと思っていただいたので、自分自身もモニター登録をいたしました。和歌山県の家庭用使用済み天ぷら油回収事業のウェブサイト、登録はこちらからホームに必要事項を入力するだけでモニター番号が発行されます。最寄りの回収拠点、岩出市で一番近いのは、和歌山市川辺にございます万代紀伊川辺店でありまして、そこでモニター番号を記入して専用ボトルをもらってくると。その廃食油を専用ボトルにためて、ある程度たまれば、回収拠点にまた持ち込み、新しい専用ボトルと交換してくるといった繰り返しでございます。

先ほども申し上げましたが、実証実験は2026年3月まで行われ、実績次第でENEOS和歌山製油所跡地において、次世代の航空燃料SAFの国内生産設備ができるということです。ちなみに2024年下旬から2025年の初旬に運転開始予定の大阪府堺市のコスモ石油製油所内に、これが国内初の生産拠点ができるという予定だそうです。

和歌山県の雇用にもつながりますし、環境にも多大な影響のある事業であると思いますので、和歌山県の事業ではございますが、岩出市民の皆様にもご案内する意味で、岩出市にも回収拠点を設置を進めるよう、県との協議をしていただきたいと思います。

と思いますが、その点について、再度お聞かせいただけますでしょうか。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 大上議員の再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしました、県では実証事業の対象エリアの拡大を進めていると伺っております。本市といたしましても、ごみの減量、再資源化につながるというところで、条件が整えば協力していきたいというふうに考えてございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 3点目の質問です。

市民プールについてです。岩出市民プールは、これまで岩出市にありました堀口プールと東公園プールの老朽化に伴い、新たなプールが誕生することとなりました。住民の健康増進や体力の向上、スポーツの振興として、市民総合体育館の駐車場跡地に2019年に新設されました。屋外には25メートルプールと水深の浅い幼児用の変形プールがあり、変形プールには、噴水遊具やスライダーがあり、親子で楽しむことができます。安全のため、小学3年生以下の乳幼児を含む児童には、必ず保護者の方が同伴する必要があります。新型コロナウイルスが第5類になった昨年からは通常オープンし、本年も7月1日から8月31日の期間でオープンいたしました。極暑の夏休みに、期間中はたくさんの利用者でにぎわってございました。

ここで1つ目の質問です。今シーズン、屋外プールの利用者数は何名だったのでしょうか。

続いて、オープン当初から利用料金が、一律1人300円、6枚つづりの回数券が1,500円となっております。リーズナブルな料金設定ということですが、市民の中には、1か月間の利用期間で、複数のお子さんを持つところには、この暑い夏、複数回利用するのに負担が大きいというご意見もございました。

先日、紀の川左岸にオープンいたしましたいきいき広場使用料金が、小人、大人などの区別され、なおかつ岩出市在住と岩出市外在住で料金の差はつけておりますが、屋外プールにおいても、利用者によって料金体系を見直す考えはないのか、本市の見解をお聞かせください。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 大上議員ご質問の3番目、市民プールについてお答えします。

1点目の屋外プールの今シーズンの利用者数についてであります。今年度、屋外プールは7月1日から8月31日まで、午前10時から午後0時30分までの第1部と午後2時から午後4時30分までの第2部の2部制で開場し、令和6年度の利用者数は1万1,266人でした。令和5年度が1万576人でしたので、前年度比690人の増となっております。

2点目の屋外プールの利用料金についてですが、屋外プールの利用料金は岩出市民プール設置及び管理条例第9条の規定により、1人1回につき300円、乳幼児は無料となっております。

現状、市民プールは指定管理者制度により運営しております。このことから、利用料金の見直しに当たっては、今後の運営状況に鑑みて、条例上の金額の範囲内で、市と協議の上、指定管理者が料金を定めることとなります。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 4番目の質問、子供の居場所づくりについてです。

子供は家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において安全・安心な環境の下、様々な大人や同年代、また異年齢の子供同士と関わりの中で成長する存在であります。社会構造や経済構造の変化により、子供、若者が居場所を持つことが難しくなっているのが現状です。すなわち地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、子供、若者同士が遊び育ち、学び合う機会が減少しており、子供、若者が地域コミュニティの中で育つことが困難になっております。

このような構造変化は、地縁や血縁による子育てのサポートにも影響を及ぼし、共稼ぎ家庭や独り親家庭の増加と相まって、家庭における子育ての孤立化が懸念されております。かつては子供の居場所となり得た空き地や路地裏など、子供が自由に遊び過ごせる場所は減少し、駄菓子屋などの、結果として子供の居場所となっていた場も減少しております。

ボール遊びなど、禁止される公園も多いのが現状です。とりわけ厳しい環境で育

つ子供、若者は、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられることから、こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、子供の権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要があると思います。

子供の居場所をつくるということは、全ての子供が心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができるようになることでもあります。

こうした理念を社会全体で共有し、全ての子供、若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な遊びや社会で生き抜く力を得るために、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、将来にわたって精神的、社会的に幸福な状態で成長し、子供の本来持っている主体性や創造力を十分に発揮し、社会で活躍していけるよう、こどもまんなかの居場所づくりを実現する必要があると思います。

そこで1つ目の質問ですが、子供の居場所づくりについて本市の取組は、についてお聞かせください。

そして、子供の居場所の中には、児童館のように、地方公共団体が主体となって取り組んできたものもあれば、こども食堂のように民間団体が主な担い手となっているものもあります。このように、これまでの地域コミュニティや民間団体が果たしてきた役割、自主性を踏まえるとともに、特別なニーズのある子供、若者には、公的な関与の下で支援を提供するなど、居場所の性格や機能に応じて、官民が連携、協働して取り組むことが必要であると思います。

新たに子供の居場所をつくっていくためには、担い手となる人材が実際に居場所づくりに関わってみよう。始めてみようと思えるような機会提供や環境整備が重要であります。例えば、子供の居場所の立ち上げや運営のノウハウをまとめ提供することや、子供の居場所を実施している関係者のネットワークづくりを推進していくことが考えられます。

また、実際に立ち上げようとするときに、利用できる制度など、必要情報をまとめ、運営費が孤立しないため、運営者同士の交流機会創出、相談窓口の開設情報など、居場所づくりが円滑に立ち上がるサポートが重要であります。

そんな中、2016年より全国展開している子ども第三の居場所事業というのが、公益財団法人日本財団が実施しております。内容は、開設に伴う建物・空間の建築、改築、増築と拠点に設置する家電・家具・什器の購入、最大5,000万円を行う事業

と、子供を送迎するための車両購入費、各種保険や附属する経費等、運営費に関しては、人材費、給食費、水道光熱費、通信運搬等々が、日本財団より助成を受けられるということです。

この日本財団が進める子ども第三の居場所事業について、本市の見解をお聞かせください。

○田中議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員ご質問の4番目、子供の居場所づくりについてお答えします。

まず、1点目の子供の居場所づくりについての取組は、についてですが、地域の中で子供たちが健やかに成長するためには、学校以外で安心して過ごせる場所の確保が重要となります。本市の取組としましては、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育、児童館運営事業、放課後子ども教室推進事業、夏休み・冬休みの公民館でのこども講座などを実施しております。

今後も全ての子供たちに安心・安全な居場所を確保し、子供たちの健やかな成長と、保護者のワーク・ライフ・バランスの推進を支援していきます。

続いて2点目、公益財団法人日本財団が進める子どもの第三の居場所事業についての本市の見解は、についてお答えいたします。

子どもの第三の居場所事業は、公益財団法人日本財団が、全ての子供たちが将来の自立に向けて生き抜く力を育むことを目的として、2016年、平成28年から全国各地に展開している事業です。子どもの第三の居場所として、令和6年2月1日現在で、全国に200か所設置されております。

この事業の特徴としては、地域の実態や子供の成長に合わせた居場所モデルを用意し、多様な子供の支援のバックグラウンドを持った運営団体の参画により、地域の実情に応じた運営ができるということです。運営団体に対し、人件費や光熱水費等の助成や運営ノウハウの共有、それから支援企業とのマッチングなど、様々な運営支援を行っているとのことでした。

子供たちをめぐる問題が複雑化する中、令和6年4月1日の児童福祉法改正により、児童育成支援拠点事業がスタートし、学校や家庭以外で子供が安心して過ごせる居場所をつくる必要性が全国各地で高まっていることは認識しております。

市としましても、子供の健全な成長を支えるために、地域、社会が一体となって子供の居場所づくりに取り組むことが不可欠であると考えており、日本財団の成果

の検証も踏まえながら、みんなでみんなの子供を育てる社会、こどもまんなか社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 2点質問させていただきます。

令和5年度和歌山県児童相談所が公表しております令和4年度の市郡別相談件数の非行相談を見てみますと、一番多いのは和歌山市なのですが、人口の比率からすると、岩出市の非行相談が圧倒的に多く、和歌山北部をエリアとする中央相談所において、実際に犯罪を犯したという年齢が7歳から17歳まで広がり、12歳から15歳に集中しております。家庭の中で抱える困難が複雑深刻化し、子供たちが安心して過ごせる場所がなく、孤立してしまう子供が増えてきているのだと思います。

子供たちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けた生き抜く力を育む必要があります。子どもの第三の居場所は、子供たちが生活習慣や学習習慣を身につけることに加え、他者とのコミュニケーションや好奇心を育む機会も大切にしております。

一人一人の子供たちに対する支援だけでなく、保護者も含めて包括的に支援することによって、各家庭の環境や事情に寄り添いながら、子供の成長を後押ししてくれるということです。

本市も教育委員会、各学校、また子ども家庭課やこども家庭センター等、様々な部署において、部署間の連携で、岩出市に住む青少年の育成にご尽力いただいております。民間の中には、その社会的責任を果たす観点などから、運営ノウハウや技術支援など、子供の居場所づくりに関する幅広く積極的に取り組むところもございます。

こうした民間との連携も図りながら、大切な未来の財産を守っていくことも必要だと考えますが、本市といたしまして、日本財団が進める子ども第三の居場所事業を実施希望する事業所があり、市として意見書を求められた場合、対応はどのように考えているのか、お聞かせください。

また、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、市町村等における子供居場所づくりの支援体制の強化を図るため、子供居場所づくり支援体制強化事業が実施されることとなっておりますが、岩出市で実施する考えについてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

- 松本生活福祉部長 大上議員の再質問の1点目、子どもの第三の居場所事業を実施を希望する事業所から意見書を求められた場合の対応についてでございますが、日本財団では、最長3年の運営助成を行い、4年目以降は、事業主体を自治体に移管、または事業所の自主財源などにより運営を継続していくとのことですので、希望する事業所の事業内容や運営能力などを精査し、検討いたします。

次に、2点目の子供の居場所づくり支援体制強化事業を岩出市で実施する考えはとのことだと思っておりますが、子供の居場所づくり支援体制強化事業は、1. 実態調査、把握支援、2. 広報啓発活動支援、3. 子供の居場所づくりコーディネーター配置等支援、4. NPO等と連携した子供の居場所づくりモデル事業があります。子供の居場所づくりについては様々な補助金等もありますので、この事業も含め、本市の実情に一番適したものを選択し、活用したいと考えております。

- 田中議長 再々質問を許します。

(なし)

- 田中議長 これで、大上正春議員の4番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開いたします。

休憩 (10時36分)

再開 (10時54分)

- 田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

- 奥田議員 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式で3点について質問させていただきます。

まず1番目に、子育て世帯訪問支援事業について、そして2番目には、認知症の方とその家族が安心して暮らせるまちづくりについて、3番目に、水害対策について、お伺いいたします。

まず、1番目の子育て世帯訪問支援事業についてです。

子育てにおいて、子供を預けられる環境や近くにサポートしてくれる人がいない

ことで、多くの方が孤独や負担を感じています。内閣府の全世代型社会保障構築会議の資料によりますと、子育て家庭の支援ニーズとして、子育てをしている親と知り合いたかったが71.9%、子育てでつらいと感じることがあったが62.6%、子育ての悩みや不安を話せる人が欲しかったが55.4%、自分の子育てにあまり自信が持てなかったが49.1%といった声が上がっております。こうした子育てに関する厳しい環境への支援を目的として、2024年、本年4月に改正児童福祉法が施行され、子育て世帯訪問支援事業が新設されました。

そこで質問させていただきます。まず1番目に、具体的にどのような支援があるのかをお聞きします。

2番目に、この支援事業にどのように取り組むのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員ご質問の子育て世帯訪問支援事業についてお答えいたします。

まず、1点目の子育て世帯訪問支援事業は、2024年4月の児童福祉法の一部を改正する法律において、従来の養育支援訪問事業を保健師等の専門的な相談支援に特化したものへと見直し、家事、養育に係る援助や子育てに関する情報の提供、その他必要な支援を行うものとして新設されました。市町村における実施の努力義務が課せられることとなっております。

具体的な支援内容としましては、対象家庭を訪問し、家庭の状況に合わせて、1. 家事支援、2. 育児・療育支援、3. 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談、助言、4. 地域の母子保健、子育て支援施策等に関する情報提供、5. 支援対象者や児童の状況、養育環境の把握などを包括的に実施するものです。

次に、2点目のこの支援事業にどのように取り組むのかについては、現在のところ、この支援事業を従来の養育支援訪問事業において実施しております。対象家庭に訪問し、令和5年度実績で、育児・家事援助、支援訪問は延べ5件、専門的相談支援法訪問は延べ230件、養育支援関係電話相談は延べ173件、養育支援関係面談は延べ79回実施しております。また、養育支援訪問事業委託料としても予算措置をしており、学習支援や家事支援を必要とする家庭に対して、事業実施をできる体制を整えております。今後も支援対象家庭のニーズに応じて積極的に支援できるよう、予算措置の拡大や、専門職等の配置を検討するとともに、本事業の実施についても研究してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 新設された子育て世帯訪問支援事業は、従来の養育支援訪問事業を保健師等の専門的な相談支援に特化したものへと見直し、家事、養育の援助や子育てに関する情報の提供などの支援を行い、努力義務が課せられることになっている。また、今後は予算措置の拡大や、専門職等の配置を検討するとお答えいただきました。

そこで質問です。養育支援訪問事業に携わっている現在の専門職の職種と人数をお聞かせください。

次に、増大するニーズに応じた常勤保健師の確保が困難な実態も多いと聞きますが、産後ケアに携われる3つの専門職は、助産師、保健師、看護師ですが、それに研修を積んだ産後ドゥーラも含まれると厚労大臣が明言されました。産前産後の女性に寄り添い、家事や育児など様々なサポートをしてくれる専門家として、産後ドゥーラが注目されております。資格を持った産後ドゥーラを訪問支援員として積極的に導入することにより、母子の暮らし全体をサポートし、母子の愛着形成を助けるなど、虐待防止や産後鬱予防に大きな効果が期待されます。将来的にこの産後ドゥーラの導入の考えはあるのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えします。

まず1点目、養育支援訪問事業に携わっている現在の専門職の職種と人数はということですが、現在の家庭支援系の職員は7名であり、内訳は正規職員が事務職1名、社会福祉士1名の計2名と保育士の再任用職員が2名、会計年度任用職員の家庭相談員が3名です。この家庭相談員の職種は、社会福祉士、教職員、保育士となっております。

次に、2点目の産後ドゥーラという資格があり、岩出市でも訪問支援員として導入する考えは、とのことですが、産後ドゥーラとは、産前産後の母親に寄り添える人であり、家事も育児も心配事も丸ごと相談できるサポーターであります。一般社団法人ドゥーラ協会の養成講座を受講し、試験、面談に合格すれば、一般社団法人ドゥーラ協会の産後ドゥーラとして認定されるとのことです。助産師の中でこの資格を有し、活動されている方もおり、個人事業主として出産前後のお母さんたちに支援していると聞いております。

こども家庭センターでは、助産師が母子手帳の交付時から妊婦訪問、産後の訪問

指導、パパママ教室、乳房ケア相談等を実施しております。市としましても、今後も助産師が妊娠期から産後までお母さんたちに寄り添い支援をしていますので、産後ドゥーラの資格者の方に訪問支援員として委託することは考えておりません。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目には、認知症の人も家族も安心して暮らせるまちづくりについてであります。

この質問につきましては、1番目の福岡議員の質問と重なる部分もありますが、ご答弁よろしくお願いいたします。

認知症とは、一度正常に発達した認知機能が、後天的な脳の障害によって持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障を来すようになった状態を指します。認知症は高齢になるに従って増加し、超高齢社会の日本では約460万人、65歳以上の高齢者約15%が認知症を患っているとされています。今後も高齢化が進み、認知症の人は増えていくことが予想され、2025年には65歳以上の人口の約20%が認知症を有している状況になると推定されています。

令和5年6月に認知症基本法が制定されました。この法律は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、施策を総合的かつ計画的に推進することを目標に掲げております。

そこで質問です。1番目、本市においては、認知症の人とそのご家族に対してどのような支援を行っているのかをお聞きいたします。

2番目に、認知症基本法の基本理念に、国民の理解による共生社会の実現とありますが、市の見解をお聞きします。

3番目に、認知症のケア技法「ユマニチュード」は、相手にあなたを大事に思っていることを「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法です。このケア技法「ユマニチュード」の認識についてお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 奥田議員質問の2番目、認知症の方とその家族が安心して暮らせるまち

づくりについてお答えをいたします。

我が国の高齢化率は上昇を続けており、依然として超高齢社会が進行しております。このような中、認知症高齢者も増加傾向にあり、厚生労働省の推計によりますと、2040年には軽度認知障害を含めて約1,200万人が罹患する可能性があると言われており、認知症は誰もが関係する可能性のある身近なものとなっております。

市では、認知症の方とその家族が安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症サポーター養成講座や見守り愛ネットワーク事業など、認知症施策の充実に努めております。また、国民の理解による共生社会の実現のためには、認知症の方が尊厳と希望を持って、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制整備が必要であり、地域全体で認知症に対する正しい知識や認知症の方への正しい理解が進むことが大切であると考えております。そのために、市ではあらゆる機会をとらまえ、認知症の情報発信に努め、行政社会の実現に向け取り組んでいます。

詳細や具体的な施策等につきましては、担当部長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員のご質問の2番目、認知症の方とその家族が安心して暮らせるまちづくりについてお答えします。

まず1点目、認知症の方とその家族に対してどのような支援を行っているのかにつきましては、直接的には地域包括支援センターでの相談対応を行う一方で、間接的には認知症の方とその家族は温かく見守り、支える応援者を増やすための認知症サポーター養成講座と、その修了者で組織するロバの会や認知症の方が行方不明になった場合に、早期発見、保護につなげる見守り愛ネットワーク事業を実施しています。加えて、地域の人や専門職等と交流や相談ができる場としての認知症カフェ事業を市内2か所で実施しています。

続いて2点目、認知症基本法の基本理念に国民の理解による共生社会の実現とあるが、市の見解は、につきましては、先ほど市長からもありましたとおり、市では市民が認知症への正しい知識や理解が進むことが大切であるとの考えから、認知症サポーター養成講座や認知症カフェ事業等の実施や、9月の認知症月間に合わせ、市の広報紙への掲載や、岩出図書館や市役所ロビーでの認知症に関する展示など、あらゆる機会を捉え、市民の方々に認知症の情報発信をし、共生社会の実現に向け取り組んでおります。

最後に3点目、認知症ケア技法「ユマニチュード」があるが、認識は、について

でございますが、ユマニチュードとは、認知症の方とスムーズにコミュニケーションを図る技法であり、主に介護現場などで取り入れられております。ユマニチュードでは、「見る」「話す」「触れる」「立つ」の四つの基本の実践を通して、認知症の方とよい関係を築くことができることから、市では認知症の方とのコミュニケーション技法として有効であると認識しています。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 共生社会の実現のためには、地域全体で認知症に対する正しい理解が進むことが大切というふうにお答えいただきました。認知症の当事者をめぐる現状は厳しく、過去に痴呆と呼ばれ、誤解や偏見を持たれたイメージが根強く残っているのも事実で、認知症の方が社会的に孤立したり、意思が十分に尊重されない実態が今も見られます。事態の改善には、認知症になると何も分からなくなるといった古い認知症感から脱却し、新しい認知症感を社会に浸透させることが欠かせません。

そこで1点目としまして、市では、認知症サポーター養成講座を実施しておりますが、学校教育において、認知症理解の推進はどうかということをお聞きしたいと思います。

2点目に、認知症のケア技法「ユマニチュード」についてです。

福岡市では、認知症フレンドリーシティプロジェクトの一環として、ユマニチュードの普及促進を行っています。2018年度、まちぐるみの認知症対策として、この技法を導入し、家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員などにユマニチュードの市民講座を行いました。講座を受けた市民からは、もっと早く知っていたらよかった。今後は、介護をする人たちに私たちが伝えたいとの声が寄せられたとのことでした。

そこでお聞きします。本市でも認知症サポーター養成講座や市民講座でユマニチュードの技法を啓発普及する考えについてお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えします。

まず1点目、学校現場における認知症サポーター養成講座の実施についてはどうか、についてですが、市では、令和元年度から市内の小学校の5年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施しており、令和6年8月末時点で、キッズサポーターの養成人数は1,395人となっております。

次に、2点目の認知症サポーター養成講座にユマニチュードを取り入れてはどうかとのことですが、本市の認知症サポーター養成講座の講義内容の中にも、議員ご提案のユマニチュードの基本にある「見る」視線を合わせる、「話す」優しく穏やかに話しかけるなどが含まれております。ユマニチュードは、認知症ケア技法として有効ではありますが、一般の方が実践しやすい部分と専門的な技術を要する部分とがあることから、現在のところ、本市の認知症サポーター養成講座や市民講座に取り入れていく予定はございません。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 次に、水害対策についてです。

9月1日は防災の日です。この日は防災に関する訓練や取組を通じて、災害が発生した際に、いかに迅速かつ円滑な避難ができるかどうかを確認する日とあります。2011年9月4日の紀伊半島大水害から13年たちました。県によりますと、この水害では、56人の貴い命が犠牲になり、床上浸水は2,706棟、床下浸水は3,149棟と発表されています。県では、度重なる浸水被害の軽減を図るため、平成22年度以降、河川整備の予算を増額して、水害対策を強化しています。これまでの最大洪水と同規模の洪水を防ぐことを目標に、様々な対策を推進しているとのことでした。

そこで質問いたします。本市における過去10年間の水害とその水害に対する対策について伺います。

2番目に、岩出市地域防災計画風水害等対策編の第2章第1節に、水害防止計画があります。この水害防止計画の取組状況についてお聞きいたします。

3番目に、2017年7月に、福岡、大分両県を襲った九州北部豪雨で被災した男性は、当時を振り返り、近所の川が氾濫したことに気づけなかった。道路が浸水し、泥水にのまれ、避難が大変だったと話しています。この豪雨では、中小河川の氾濫が相次ぎ、死者、行方不明者が42人も出たとのことでした。逃げ遅れた被災者の中には、幼児を抱きしめたまま亡くなった母親もいたということでした。この豪雨で氾濫した中小河川には水位計が設置されておりませんでした。適切な避難のタイミングを知ることは非常に重要と考えます。

本市の主要な河川には水位観測所が設置されていると聞きますが、どこに設置さ

れているのでしょうか。また、この水位観測所は、スマートフォンなどで誰でも河川の水位が確認できるということです。ゲリラ豪雨や線状降水帯のとき、危険な川に近づかなくても自宅で安全にスマートフォンで水位が確認できるということは、適切な避難のタイミングが分かり、逃げ遅れを防ぐことができます。

しかしながら、私もそうでしたが、せっかく水位観測所を設置していても、スマートフォンで自宅にいながら、河川の水位を確認できることを知らなければ活用されません。そこで、このことについての市民への周知についてお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員ご質問の3番目、水害対策についての1点目と2点目について、一括してお答えいたします。

過去10年間の主な水害といたしましては、平成29年の台風21号、令和5年6月の線状降水帯が上げられますが、床上・床下浸水の被害はありませんでした。

次に、水害に対する対策や水害防止計画の取組状況についてですが、山崎排水ポンプの設置や大町排水路など、新たに排水施設を設け、対応してきました。また、農林水産省の国営総合農地防災事業として、土地改良区の用水路から近隣河川に効果的に放流できるよう、藤崎井用水路では、岡田排水路、山田排水路、六箇井用水路では、波分山崎排水路、根来排水路、六箇井用水路から住吉川への排水が可能となる住吉放流工の整備がされ、大幅に住宅地への浸水被害の軽減が図られています。

一方、これら内水を効果的、効率的に紀の川に排除する役割を持つ県管理河川についてですが、まず住吉川では、平成11年の国土交通省直轄地である紀の川導流堤の建設に始まり、現在上流部の改修を県で取り組んでいただいています。また、根来川の改修についても順次進めていただいています。

最後に、本市の内水排除の要となる紀の川の水害対策については、国土交通省による岩出狭窄部対策として、本川の水位低下を目的に、岩出頭首工において、各部水路の設置と、堰上流部の河道掘削や春日川の隅切りが実施され、紀の川の水位を下げる対策がなされています。また、山崎かんがい排水路放流部下流域を中心に、堆積土砂の除去や樹木伐採を継続的に取り組んでいただき、水の流れがスムーズになるように適正な管理が行われており、水害の低減に努めていただいています。

次に、ため池のハード対策として、平成27年以降に改修したため池は4か所で、うち3か所が平成24年に県が策定したため池改修加速化計画による改修となっています。また、同計画では残り2か所の改修を進めており、今年度は根来地区の丹生

池は対策工事を行い、完了し、同地区の桃坂新池は測量設計と地質調査業務を年次計画に基づき実施しています。

ソフト対策としては、令和3年度に防災重点農業用ため池32か所を対象に、個別のハザードマップを作成しています。本市の水害対策に対しては、これまで国、県に対して強く要望し、効率的かつ迅速な事業進捗を求め、市も地元調整など協力を行いながら、被害低減に向け取り組んでいます。今後も本市で実施していただいている事業について、国、県に働きかけ、国、県、市が一体となって災害に強いまち、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次に3点目、市内の主要な河川には水系水位観測所が設置されているが、どこに設置されているのか、また周知は、についてお答えいたします。

国管理河川の紀の川には、基準水位観測所である船戸観測所が設置されています。また県管理河川には、春日川に高塚水位観測所、根来川に中迫地区にある根来水位観測所、住吉川に中島水位観測所、相谷川に金池水位観測所の4か所が設置されています。

なお、主要な河川の水位情報については、パソコンやスマートフォンを使い、国土交通省近畿地方整備局の川の防災情報や、和歌山県の防災災害情報で、全ての水位観測所のリアルタイム水位を過去10分間ごとや1時間ごとで確認できます。

これらの情報が確認できることにつきましては、市広報及びウェブサイトで周知してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告4番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、子ども医療費無料化について、若もの広場周辺の公共施設トイレについて、この2つの視点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この2点は、市民の方々と意見交換をさせていただいたときにいつも出る話であり、要望を望む市民の声であります。特に1つ目の質問は、長年心待ちに待った案

件であり、これまでの諸先輩方が本市に質問、問いかけてきた課題であります。

今議会では、岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正として上程され、市長も冒頭でおっしゃった、早急に少子化が進む中で、子育て世帯への支援として、子ども医療費助成の拡充をと述べられています。この議案は満場一致で可決され、承認されましたが、この制度の改革は、今後の本市の方向性として、市民の一番の関心事であり、刮目される支援対策だと考えられます。

そこで、あらゆる面からも市として説明する必要性があると思いますし、今後の対応も気になると思います。

また、2つ目の質問は、市民やイベントでお越しになる方々に、快適なサービスを提供できる案件だと考えておりますので、この2点に関して、本市の施策として誠意ある答弁をしていただきたいと思います。

それでは、1点目としまして、子ども医療費無料化について、5点お伺いします。

今日の日本は、少子高齢化で少子化が進み、世界でも数少ない逆ピラミッド型の推移に向かっているとされています。以前の本市の答弁でも、本市の出生数は、令和4年度で389名であったが、令和5年度は337名となり、1年間で52名減少しているとのこと、令和元年度から令和5年度の5年間には105名減少しているとのこと。このように、本市でも少子化が進む中で、市民の皆様方から様々な意見やご要望をいただいていたようで、また近隣自治体の助成内容との格差についても認識されていたとのことでした。

これと直接関係性があるか分かりませんが、様々な要因があると思いますが、平成30年度から令和5年度まで微増ながら増加し続けていた総人口が、令和6年度で5万4,116名から5万3,896名に減少しているのも事実であります。ホームページからの資料であります。

総人口の減少は、岩出市にとってもよくないことだと思いますし、これから岩出市の未来を託す子供たちの出生数が減少したことも、あらゆる面で影響があると思います。これらの要因の背景には、市民の方々からもらい続けた声だったり、子ども医療費制度もあったのではないかと考察します。

本市の子ども医療費制度の経過において、21年度に乳幼児医療制度があり、未就学の子供の通院と入院に係る医療費の自己負担3割負担が助成され、22年度には名称を子ども医療費助成制度に変更で、従前の乳幼児医療制度に加え、市単独事業として、小学校の子供の入院に係る医療費の自己負担3割負担について市が助成（小学校の通院にかかる医療費は自己負担3割のまま）。

続いて、27年度では子供の入院にかかる医療費の自己負担3割負担の助成を小学生から中学生まで拡大し、小学生、中学生の子供の通院にかかる医療費の自己負担3割負担について、3分の2を市が助成、また病院で自己負担3割負担を支払った上で、市役所で申請し、3割のうち2割償還、償還払い方法として、未就学から中学校卒業まで全ての所得制限を撤廃しています。

29年度に関しては、小学生と中学生の子供の通院に係る医療費2割の助成方法について、岩出市の医療費から順次償還払い方法から現物給付方法に変更、病院での支払いは、医療費の1割と経過した上で、今回の改正となっています。

今まで、様々な精査と諸先輩方の質問、提案、職員の方々の努力を鑑み、また市民の方々にとって重要な施策と考えますし、市民に対して丁寧な説明も必要と思いますので、これらを踏まえて5点についてお伺いします。

1点目としまして、市の助成の拡充は、本市の財源、また各福祉サービスのバランスにどのような影響があるのか、市の見解についてお答えください。

2点目としまして、この制度による市の支出総額は幾らになるのか、お答えください。

3点目としまして、一部改正するに当たり、これまでのスピード感をどのように認識されているのか、お答えください。

4点目としまして、還付方法についてお答えください。

5点目としまして、これまでバランスの取れた福祉施策と言ってきましたが、方針を変更した理由は何かについてお答えください。

この5点についてお答えください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員のご質問の1番目、子ども医療費無料化についてをお答えをいたします。

本市における子ども医療費助成制度につきましては、これまで議会でもご説明してまいりましたとおり、国や県が全国一律の制度構築すべきとの立場で、一貫して、国及び県に対し強く要望してきたところでございます。しかしながら、現時点におきましては、全国一律の子ども医療費助成制度の実現には至っておりません。

また、近隣の自治体や大阪府下において、子ども医療費助成制度の拡充が進められている状況にあり、これに伴い、地域間の格差が顕在化していることも事実でございます。

一方、本市の出生数は、近年減少傾向にあり、少子化の進行に対応した子育て施策の充実が強く求められております。これらの状況を踏まえるとともに、市民ニーズ、他の福祉施策とのバランスや、市の財政状況も踏まえ、総合的に検討した結果、今回、子ども医療費助成の拡充を実施することといたしました。

しかし、今後も子ども医療費助成制度は、本来国及び県が一律の制度を構築すべきとの基本的な考えについては堅持し、引き続き、強く国、県に要望をしております。

なお、その他の詳細については担当部長から説明させます。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員ご質問の1番目、子ども医療費無料化についての、まず1点目と5点目について、一括してお答えします。

今年度の福祉関連事業としましては、主な新規事業として、子ども医療費助成制度の拡充のほか、高齢者のみ世帯水道料金減額事業、がん患者アピアランスケア支援事業、高齢者用スポーツ施設管理事業などがあり、既存の事業についても幅広く実施しております。

ただいまの市長の答弁にもありましたとおり、今回の制度拡充については、他の福祉施策とのバランス及び財政状況について、十分精査した上で実施することといたしました。

今後も子育て支援の充実、高齢者、障害者福祉の充実、健康づくりの推進、地域福祉の充実など、各福祉分野のバランスを保ちつつ、市民の皆様が安心して暮らせるよう、福祉施策全体を見据えた取組を進めてまいります。

次に、2点目の支出総額ですが、制度拡充後の令和6年度の予算総額は1億7,939万5,000円となります。また、年間ベースでの試算をしますと、2億8,361万5,000円となります。

次に、3点目のこれまでのスピード感に対する認識についてですが、子ども医療費助成制度については、国や県、近隣自治体の動向、財政状況、他の福祉施策とのバランスを見極めながら、段階的に拡充を図ってまいりました。このことから、今回の一部改正までの期間は、検討を重ねる上で適切なものであったと認識しております。

次に、4点目の還付方法につきましては、制度改正前と同様に、県外の医療機関を受診された方について、窓口負担分を後日申請により市に請求していただき、指定口座に還付いたします。県内の受診については、現物給付のため還付はございま

せん。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、1点再質問させていただきます。

今回、最後に、十分な精査をした上でとありましたが、最も重視した要因は何か。また、この改正で、本市にもたらす最大のメリットは何だと認識していますか、それについてお答えください。

この1点についてお答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

最も重視した要因とのことですが、先ほども市長がお答えしましたとおり、国、県の制度構築が進まない中、近隣自治体等の拡充により、地域間格差が顕在していること、市民ニーズへの対応、少子化対策の必要性、財政状況など、総合的に判断した結果ということになります。

次に、岩出市にとってのメリットとのことですが、子ども医療費が無料化されることで地域間格差が解消され、その後はそれぞれの自治体の子育て支援の努力により、出生率の向上や少子化の抑制につながるものと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、次に、若もの者広場周辺の公共施設トイレについて、3点お伺いします。

現在、日本は世界からお越しになる海外の方々から、未来のトイレ、トイレベブンだと言われるぐらい、清潔で臭いがなく、使用料がなく、洋式化のテクノロジーだと、ユーチューブ、SNSなどのインタビューで絶賛されているのが現実です。

どこの施設で使用しても安全で安心して快適に使用ができるなど、ほとんどの方が満足されているとのこと。これは私が思うに、約10年前後ぐらいからそういった認識になっているなど感じております。現に日本でも25年ぐらい前から生活様式の多種多様性に伴い、トイレについても洋式化の傾向に進み、洋式トイレや障害者に

についても整備されてきて、多くの自治体でも必要性を認識されてきたと思います。

しかしながら、今回質問させていただく公共施設のトイレは、私が幼少時代、少年野球で使用していたときと、かれこれ約40年前から変化のない和式トイレのままだということです。あらゆる面で修繕もされてきたと思いますし、平成29年12月には道の駅ねごろ歴史の丘がオープンした際に、2か所の水洗トイレができていますが、今回質問させていただくのは、若もの広場西側と根来総合運動広場、テニスコート、サッカー場、ゲートボール場にあるトイレであります。今なお使用しづらい和式トイレということです。

このことは、今回、トイレの改修について、市民の方からいただいた要望で、ぜひ本市に届けていただきたいとのことで質問させていただきました。この状況に、いろんな意見をいただきましたが、その中で、他府県の方や他の自治体からイベントやスポーツの試合でお越しになった際に、岩出市としてどうなんですかとおっしゃったのがとても印象的でした。

今回のことで、私はこのトイレの現状を確認しに行った際のことなんですが、運動場を使用されていた保護者の方々や子供たちに、現状についてのご意見をお伺いさせていただきました。

その内容についてですが、子供たちが和式トイレを使えないなど、汚い、臭いが臭い、男女共用トイレの解消など、様々な実際にお聞きする中で、多くの意見、要望があるのも事実であります。これらのことを踏まえまして、質問させていただきます。

1点目としまして、これらのトイレに関する現状と、どのような経緯があったのかについてお答えください。

2点目としまして、今まで市民の方々から、苦情、改善、改修要望はあったのかについてお答えください。

3点目としまして、改善、改修の必要性を考えますが、本市の見解をお聞かせください。

この3点についてお答えください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 尾和議員ご質問の2番目、若もの広場周辺の公共施設トイレについての1点目から3点目に、一括してお答えいたします。

若もの広場周辺の公共施設トイレについては、平成20年3月定例会で本議員か

らの若もの広場グラウンドの男女共用トイレの解消についての一般質問を受け、男女共用トイレの解消を実施して以降、若もの広場に2か所、根来総合運動広場に2か所、隣接する道の駅ねごろ歴史の丘に2か所の計6か所にトイレを設置してまいりました。

議員おっしゃるとおり、平成29年12月に道の駅ねごろ歴史の丘がオープンし、トイレ2か所が新たに整備されたことにより、それらのトイレを利用する方が多く見受けられることから、若もの者広場周辺トイレに関するご意見やご要望は、近年ではいただいております。

しかしながら、現状の各施設の破損状況は把握しており、現在、修繕対応を進めているところでございます。引き続き市民ニーズを踏まえ、年次計画的に修繕、改修等を進めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時46分)

再開 (13時14分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で一般質問を行います。

まず初めに、学校給食費無償化についてであります。

和歌山県は、今年10月以降、給食費を完全に無償化する市町村に限り、給食に係る経費の半分を補助する方針を決めました。そして、この制度を活用し、岩出市でも10月から来年3月まで学校給食費の無償化が実施されます。学校給食の費用を児童生徒の保護者から徴収せず、行政が公費を用いて賄うこの制度は、全ての子供が平等に栄養バランスの取れた学校給食を食べることができ、経済的な困難から子供

の健康や学習機会が損なわれないようにすることができます。

地域間格差を生まないためにも、国による制度の創設は切に願うものです。今回、市は来年の3月までという時限付での実施となっています。和歌山県知事は、県議会一般質問の答弁で、2025年、政府が給食費無償化に取り組まない場合でも、県として、国が給食費の無償化を実施するまで続けなければならないと答弁をされています。

来年度についても、実施ができるよう県に要望するとともに、この無償化の岩出市での継続を求めますが、市の見解を求めます。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員ご質問の1番目についてお答えいたします。

学校給食費無償化を来年度についても実施を求めるが市の見解はどうか、についてですが、市といたしましても、県が学校給食費無償化補助事業を継続するのであれば、県の補助金を受けて、学校給食費無償化を継続してまいりたいと考えます。また併せて、全国市長会などを通じ、国に対して、学校給食費無償化を継続して要望してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、大阪・関西万博、子供たちの教育旅行についてであります。

開幕まで約半年となった2025年大阪・関西万博に向け、県は経済効果の波及などを目指したアクションプランで、県内の小中義務教育学校や特別支援学校などを対象に支援策を提示、入場チケット費用の全額、バス費用の一部を支援し、自己負担が1人当たり約3,000円(予定)となる方向で調整しています。

県は6月下旬から8月末に県内約370校に参加の意向を調査、約75%の270校から回答があり、うち55%の150校が参加すると回答。また、検討中は20%、50校、参加しないのは25%、69校となっています。

参加の意向を示したのは、小学校94校、中学校54校、特別支援学校2校で、不参加の意向を示したのは、小学校49校、中学校15校、特別支援学校5校、検討中は52

校で、内訳は、小学校33校、中学校18校となっています。

そこで、岩出市内の小中学校8校の調査結果はどうか、お聞きをいたします。

次に、万博教育旅行への参加するしないの判断は、各学校の判断になるのか、この点をお聞きします。

そして、大阪・関西万博については、当初から重大な問題を抱えていました。開催が近づくにつれて新たな問題が次々と加わり、それが広く知られるようになっていきます。特にメタンガスの爆発事故が起こり、夢洲という場所がいかにも危険な場所かということがあらわになりました。そこに子供たちを招待するという、これまた新たな問題が加わって批判と不安が加速的に広がり、高まっています。

会場となる夢洲は、ごみの集積場です。あらゆるごみが最終処分場としてそこに集められ、ごみと汚泥、しゅんせつ土砂で埋め尽くされた人工島です。P C B（ポリ塩化ビフェニル）、ダイオキシン、メタンガス、有害物質満載の場所です。

また、立地条件としても大きなイベントを開催するには全くふさわしくない場所です。会場へのアクセスが貧弱、災害時の対応や避難に問題がある。それを解決する見通しさえない。極めて困難な場所にもなっています。最近では、6月に猛毒を持つヒアリが約550匹見つかり、8月にも約600匹のヒアリが発見されました。これらのどの問題も、命を脅かす重大事象ばかりです。

対応不能な状態かもしれません。そのような危険な場所に子供たちを動員するようなことをしてよいのか。せっぱ詰まった切実な声が出てくるのは当然のことではないでしょうか。

大阪市が公表しているガスの調査結果、2023年9月21日の調査では、メタン発生量は1日当たり1,989キログラム、およそ2トンが毎日発生しています。2021年から遡って調べていくと、メタンガスの発生量は年々増加しており、2022年0.8トンから、2023年はその2倍以上の約2トンとなっていることから考えると、今後も増え続けることが安易に想像されます。

2025年大阪・関西万博の会場予定地で3月に起きたガス爆発事故を受け、運営主体の日本国際博覧会協会が、換気設備やガス検知器の設置などの対策費として、30億円超の追加費用を算出していることが分かっています。この理事会のメンバーである吉村氏もガス対策の徹底を提案したとし、何が生じるか分からないからこそ、安全対策として必要なものだ、このように発言しているわけですが、何が生じるか分からない場所に子供たちを動員するのかと不安が膨らみます。

遠足、集団宿泊的行事を行う際は、事故の絶無を期する、これが重要だと思いま

す。遠足や修学旅行をする際、安全確保が何より重要だと考えますが、万博会場の危険性について、どのように市として考えているのか、お聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員ご質問の2番目についてお答えいたします。

まず、1点目の市内小中学校の調査結果では、小学校6校については、6校全ての学校が申込みをしております。中学校2校については、学校の教育課程上、日程が取れないなどの理由で、2校とも申込みはしていません。

2点目の万博教育旅行へ参加するしないの判断は各学校の判断か、につきましては、学校行事を決める権限は学校長にあります。どの学年が参加するかも含めて、各学校が決めております。

3点目の万博会場の危険性についてどのように考えているのか、につきましては、本年3月28日に発生した爆発火災事故とメタンガス検出の後、様々な安全対策が取られ、ホームページ上で公開されております。今後も会期中も含め、ガス濃度測定を継続的に実施し、ホームページに公開されることとなっております。

各小学校の教育旅行の参加日が決定してからも、現地の様子や混雑具合等を勘案して、旅行が危険であると判断した場合は、いつでもキャンセルすることが可能です。

○田中議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 6つの小学校については、参加の意向の申込みをしているということだと思います。2つの中学校については、日程上、厳しいということで申込みをしていない。判断については各学校長が決めるということになっています。

まず聞きたいのは、中学校は行かないということなのですが、小学校、中学校等の遠足、修学旅行について、文部省の通達では、遠足、修学旅行は、教育課程上、学校行事等の教育活動であるので、その狙いを明確にし、その内容を十分吟味して教育効果を高めるようにすること、物見遊山や観光旅行に終わらせることのないようにすること、できるだけ大集団の行動を避け、指導の効果を高めるとともに事故の絶無をすること、ゆとりのある計画を立て児童生徒の疲労の軽減を図る、新しい経路や交通機関を選ぶ場合には細心の注意を払いより入念に検討すること、バスを夜間あるいは早期に利用したり長時間にわたり継続乗車することは避けること、保健所との連絡を取り、目的地等の衛生状態の調査や衛生監視について協力を求める

ことなど、以上の項目についてなんですが、今回の万博教育旅行がその趣旨を満たしていると考えていますでしょうか。これについてお聞かせください。

先ほど、小学生が参加をするというような意向調査で言っていますが、これ、まだ見るパビリオンも行く日も選べない。いつ下見できるかも分からない。ガス爆発への対策も、換気対策や検知器設置にとどまっている。災害時の避難の問題、1日來場者約15万人、児童生徒1.4万人に対し、昼食団体休憩所は2,000人、入り切れない場合は芝生かリング下で昼食、医療的ケアなど、配慮が必要な子供への対応は、担当地域旅行業者任せ、迷子の対応は未定、安全性が確保されず、各種具体的な情報もない下で、教育旅行の参加の意向調査をしても、学校任されて判断することはできないと考えますが、どうでしょうか。

今もう既に出してますよと、1回目の意向調査出しましたよと。しかし、いろんな下見もまだ行くこともできない、いつ行けるか分からない。どこがパビリオンを見れるか分からない。ガス爆発だって、今さっきみたいに、モニタリングやってますよとはいえ、その状況を見て行くか行かないか判断する。学校ができると思えますか。

これ、どんなことがあっても、各学校で判断ができるというふうに考えておられるのかどうか、この点についてお聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市來議員の再質問にお答えいたします。

大阪・関西万博は、子供たちが世界中の英知や異なる文化に触れる貴重な機会であり、次世代を担う子供たちにとって絶好の学びの場になるものと考えております。その上で、学習指導要領の内容も鑑みまして、令和7年4月13日から万博会場の実地踏査、これが可能となります。各学校で現地の状況や安全性の確認、歩いたり見学の所要時間などを把握して、現地のスタッフとも事前の打合せ等を行えると考えております。

また、当日の見学ルート指定やパビリオンを予約することにつきましても、今後、情報が発信されますので、予約等を行うことで、小学生の学年に応じた事故防止のための安全への配慮もできるものと考えてございます。

学校のほうで判断できるのかというご質問なんですけれども、まだまだ確定状況が少ない中で、教育委員会といたしましても、できるだけ多くの情報を仕入れ、学校に提供し、情報共有しながら、協議して決定してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほどキャンセルもあり得ると、判断によってはね、ということをおっしゃられました。では、先ほど言ったみたいに、判断ができるしっかりとした材料を提供しなければ、学校側が判断できないということです。それについては情報共有をされるということですが、安全対策、子供たちのやっぱり命に関わる問題として受け止めていただき、やはりしっかりとちゃんとした対策が取れるように、しっかりと情報提供を与えるということをやっていただきたい。

私は、子供の命を守ることを第一に考えるのであれば、安全性が確認できないところへ子供たちを連れていくべきではないと考えています。先ほど、学ぶものがあるというふうに言われたんですが、しかも、今の時点では、どこに行くのか、一体何を目的にするのか等々も明確にされておらず、そうした中では、やはり爆発がいつ起こってもおかしくないというような場所に子供たちを連れていくべきではないのかというふうに考えています。

学校に責任と判断を負わすのではなく、やはり教育委員会としての責任、これ先ほどもおっしゃってくれましたが、責任ある対応が求められていると思います。県と一緒に教育旅行推進事業、これを進めることをやめるべきではないか、こういうふうにも考えるわけですが、市の見解をお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 再々質問にお答えいたします。

市來議員おっしゃるとおり、学校と情報共有し、教育委員会としても責任持って旅行に行くか行かないかという判断にしまいたいと思います。

先ほども申し上げましたが、万博というのは、非常にまれな教育の絶好の機会と考えております。学校のほうも、ただいま第5希望まで出している状態で、第5希望の中で、実際割り当てられた日にちに本当に参加できるのかできないのか、また学年も今のところ全ての学年で申し込んでいますが、現地の状況とか見て、参加可能な学年等もこれから判断していくことになりますので、先ほども申し上げたように、キャンセルも含めて、しっかりと検討してまいります。

○田中議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市来議員 3番目は、岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事についてであります。

現岩出市クリーンセンターは、2008年12月から稼働し、16年経過しました。令和6年から8年度にかけて、長寿命化総合計画に基づき、基幹的設備改良工事を行い、県有施設の長寿命化を図る計画です。

現クリーンセンターのガス化溶融炉については、ランニングコストの問題、耐久性、処理能力、入札の経過を含め、過去に一般質問でも何度か指摘をしてまいりました。

今回、既存焼却施設の老朽化による延命及びガス化溶融炉から燃焼炉への転換することになりますが、ガス化燃焼炉にした理由をお聞かせください。

次に、今回の改良工事には多額の費用が投じられます。入札では、条件付一般競争入札で8月20日に実施され、1社だけが応札し、落札となりました。ここで私は疑問に感じたわけです。なぜ1社入札が行われたのか。本来なら取りやめになるのではないかと。しかし、岩出市の入札、関係情報を調べていくと、条件付一般競争入札における1人入札の取扱い、変更がされていました。変更前は、条件付一般競争入札、入札参加者1人のときは入札の執行を取りやめる。変更後は、入札可能業者に県外業者も含まれている条件付一般競争入札、入札参加者が1人であっても、その入札を有効として執行する。入札可能業者に県外業者が含まれていない条件付一般競争入札、入札参加者の1人のときは、入札の執行を取りやめる。この適用日は、令和6年6月25日以降に公告する条件付一般競争入札から適用がされます。

6月25日に、こうした情報がホームページに掲載されておりました。そして、その3日後にクリーンセンター改良工事の入札公告がされ、8月20日に入札施行となります。変更があったから、1社入札が可能というふうになったというわけです。入札額は54億円、入札率は98.18%、こうした流れから考えれば、1社入札を想定し、準備を行ったということだと考えます。工事の安全性、品質を保持することは大事だと考えますが、結果として、競争が働かず、高値になっていないのか。言わば、企業側のいい値になったのではないかと考えます。

国の補助金がついても税金が投入されます。今回の入札について、1社入札、入札率、入札額について市の見解をお聞きをいたします。

そして、処理能力については、ガス化溶融炉現有施設は60トンとなっています。委員会では、2基ある炉の不具合などで1基での処理のため65トンとなっているとの答弁でした。燃焼炉では、処理能力65トンと計画ではなっています。なぜ5トン

上昇しているのか、その辺についてお聞きをいたします。

現焼却炉建設の際も、ごみ袋の有料化を進めていく説明では、何度も大阪フェニックス最終処分場の問題を上げ、焼却灰を減らさなければならないとの説明を行ってきました。そのために熔融炉施設にすれば、スラグ化になり、路面舗装などで使用できる、売ることができるとも説明。ところが、今回、改良工事の燃焼炉ではスラグにはならず、焼却灰が増加することが神鋼ソリューションの文献を読んでも、市の循環型社会形成推進地域計画でも明らかとなっています。過去の説明との整合性が問われてきます。市の見解と説明を求めます。

次は、ランニングコストについてです。

熔融炉では、1,300度もの温度で燃焼し、技術的な面、また高度なプラントによるもので、運転管理委託料が発生していました。高温で燃焼させるため、炉の耐火レンガの耐用性も修繕費が多額にかかることも指摘をこれまでしてきましたが、燃焼炉では600度ぐらいで燃焼させることになるとは思います。今後の運転はどうなるのか。運営費等、今後どのようにしていくのか、お聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の3番目、岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事についてをお答えをいたします。

この改良工事は、国の方針がダイオキシンからCO<sub>2</sub>削減に軸足を移したことにより、これまでのガス化熔融炉を廃止をし、電気・ガスの使用料が削減できるガス化燃焼炉に変更するものであります。

これまでも基幹的改良事業については、市政懇談会や区自治会会長会議などで、機会あるごとに議員の皆さんをはじめ、市民の皆さん方に説明をさせていただいてきたところであります。

改良事業を進める中で、経年劣化等により突発修繕も増加したことから、補助事業の前倒しを国に強く要望し、今年度から本格的に改良工事に着手いたしました。また、財源の確保については、これまでの補助率3分の1ではなく、より有利な補助率2分の1の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金をいち早く国に要望し、補助金の採択を受けたところであります。

令和9年度の完成に向け、着実に事業を進めるとともに、クリーンセンターの安定的な処理業務ができるよう、さらなるごみの減量化、再資源化に取り組んでまいります。

なお、質問の詳細については、担当の生活福祉部次長から答弁をいたします。よろしくをお願いします。

○田中議長 生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員ご質問の3番目、岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事についての1点目、3点目、4点目についてお答えします。

1点目のガス化燃焼炉にした理由は、につきましては、先ほど市長が申し上げたとおり、国の方針がダイオキシン対策からCO<sub>2</sub>削減へ軸足を移したことにより、二酸化炭素の排出効果の高いガス化燃焼炉としたものです。

3点目、過去の市の説明との整合性についてですが、処理能力が、当初2炉で60トンから65トンへ変更しているのは、施設設備の老朽化が進み、施設設備の点検や補修などにより、炉を1基運転することが多くなり、クリーンセンターを安定的に運営していくために、令和3年に変更を行ったものです。

次に、焼却灰に関しては、ガス化熔融炉からガス化燃焼炉に変わることによって増加することが予想されますが、大阪湾フェニックス計画がごみ量などの減少により遅延していることや、ガス・電気代が年間3,500万円削減できると見込んでいることから、今後の運営経費も減少するものと考えています。

4点目のランニングコストにつきましても、先ほど申し上げたとおり、CO<sub>2</sub>削減によるガス・電気代の削減や、燃焼炉の温度が熔融炉方式に比べて下がることから、炉内部の耐火物の更新費用も抑えられ、コスト削減が図られるものと見込んでいます。

○田中議長 総務部長。

○広岡総務部長 ご質問の2点目、1社入札、入札率、入札額における市の見解についてお答えいたします。

今回の岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事の入札は、県外業者を含むとした条件付一般競争入札となっております。岩出市建設工事等競争入札執行要領第7条第2項及び第14条第1項第2号にて、地域要件を県外業者を含むとした条件付一般競争入札においては、これ以上地域要件を拡大する余地がないので、1社だけの参加であっても入札執行ができると規定しております。

また、令和6年6月28日付の本入札公告にて、この入札は入札者が1社であった場合も実施すると規定しておりました。結果として、入札参加申請書を提出した業者が株式会社神鋼環境ソリューション1社だけであったため、今回1社と入札となっております。

また、入札率につきましても、予定価格55億円で、予定価格以下となる54億円の入札であり、請負率が98.1%であることから、問題ないと考えます。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 1点目は、まず国の方針という転換という下で、岩出市でも燃焼炉に変えていくんだということでした。そこで今おっしゃったみたいにCO<sub>2</sub>削減と電気・ガス使用料が減るといふようなコストの削減ですね、つながるといふふうになっているんですけど、二酸化炭素の排出削減で、他の自治体と同じプラントをやっているところでは、電力をつくり、売電や公共施設に供給することで、化石燃料ですね、二酸化炭素の排出削減効果といふふうにつながっているところですよ。

ところが、岩出市の計画では、発電はしないといふふうになっているんですよ。そうした中で、ガス化燃焼炉なんで、ガス使うんだけど、ガス減るよというのはちょっとどうなのかなといふところがあるんで、ガスが減るといふんなら、大体どれぐらい減るのかといふところをお聞きしたいなといふふうに思います。

入札に関してです。問題ないよということなんですけど、当然問題なくて当たり前なんですけど、これ予定額から見て98.18%ですよ。入札率って予定額に対しての率だと思うんですよ、これ98.18%というのは。ということは、明らかに100%に近くなるんじゃないかといふところが、前回もそうだったんですけど、問題となってきませんかといふ、要するに何が言いたいかといふのは、税金が使われるところで競争が働いていない。もちろん安全は大事なんですけど、でも、いわゆる企業の言いなり、言うたら、それぐらいの金額を出さないと建てれないんじゃないかということなんです。そこに問題はないのかといふ点、高いとは感じてませんか。

今あるプラントの施設そのものは残るけど、中身変更します。でも、今のプラントよりも、もう1個、同じやつが建っちゃうぐらいの値段なんですよ、これ。それについてはどう考えるのかなといふところがあるんで、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、65トン炉になるということなんやけど、ごみの減量化を図れば、ごみって減ります。ごみが減る計画にもかかわらず、何で65トン炉になるんですかといふ話なんですよ。今現在65トン炉があるんで、その65トンを使用するから65といふと思うんですけど、でも処理能力、別に変えてもええんじゃないのといふ、何でかといったら、ごみを減らす計画しているからなんですよ。

我々は、60トン炉の今の現有溶融炉の部分においても、建設当時は40トン炉で

きるんじゃないかという試算をしました。それも一般質問で言ったことあるんですけどね。ごみ減らすのにも関わる65トンで処理能力、ちょっとこの辺を説明、もう1回お願いできます。

あとは、クリーンセンターの運営費ってどれぐらい下がりますか。どれぐらい下がると見ていますか。もちろんコスト削減について、ランニングコストについては下がるというふうにおっしゃったんですが、一体どれぐらい下がるのかという点をお聞きします。

クリーンセンター運営に当たって、費用というのは大変高額になっています。今後の維持や修繕、また建設等を考えれば、自治体の財政を逼迫するものにはならないか、このこと懸念されるわけです。前回のときは、今回も同じですけど、もう既に修繕が必要で逼迫しているんで、建てます、やります、新しいものにしますということなんですけど、前も国が広域化するような形での通達というのをずっと行ってたと思うんです。

岩出市は、ガス化溶融炉を造るときも、修繕がもうすぐに緊急で必要だから、広域化には参加しませんと言って、参加してないんですよ。でも、あんな莫大なランニングコストがかかるようなプラントをずっと岩出市独自でやったら、人口も減る、ごみも減る。維持費大変になって、財政逼迫するおそれないのかなというところが懸念されるんで、広域化についても、令和6年の3月29日に各都道府県でということで、環境省の再生資源局長からの「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」という通知が出ていますが、これに対して、市としてどういう見解を持っているのかという点をお聞かせください。

最後に、ごみの問題というのは、岩出市の場合は、いろんなごみが混ざってて、今の溶融炉ではアルミや鉄やというのが分別されて出てきますよね。ごみの質をよくしないと、もちろん焼却炉を安定的に動かすためにも、安全に動かすためにも、ごみの中身については徹底した分別というのが必要になってきます。また、減量化ということをやられているし、減量化をしないといけない。そのためには、市民の意識も変えていかないと、ごみ、焼却灰減らないんですよ、ごみが増えて出したら、今の燃焼炉になったら。であるならば、焼却灰も減らそうと思ったら、ごみを減量化をして、徹底した分別、減量化、1人当たりの排出量、こういったものを減らさなければ、今後の施設の維持管理、延命にもかかってくる問題です。

この辺について、どのように市民の意識の変化、またどのようにして協力を求め、

頑張っていこうと考えているのかという点をお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員の再質問にお答えします。

まず、1点目のガスの削減につきましては、20%の削減と見込んでおります。

次に、3点目の65トン、なぜ65トンなのかという部分につきましては、処理能力につきましては、これまで60トンでございましたが、先ほど申し上げたとおり、やっぱり点検、補修等の期間、その間に1炉運転になるというところの期間がございます。その中で、1トンでも多くの安定的に処理を行っていくということから、65トンに能力を引き上げてございます。

次、4番目の運営費、どれだけ見込んでいるのかというところにつきましては、運営費につきましては、先ほどの燃料費で年間3,500万円の削減と、あと炉が、先ほどお答えしたとおり、炉内の温度がこれまでの高温から約800度等の運転となることから、耐火物の延命が図られるという部分から、年間約1億円の補修費の減額を見込んでいるというところでございます。

あと、財政面につきましては、逼迫していないかというところでございますが、確かに年間にごみ清掃費、クリーンセンターのごみ収集処理に関する予算につきましては、年間約10億円以上を要してございます。その部分につきましても、当然、市といたしましても削減を図っていくというところで、これまでもごみの減量、分別につきましては、見える啓発に向けて取り組んできたところで、これからも経費削減に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

あと、6点目も重複するんですけども、同じくごみ処理施設の延命化を図る上では、ごみの分別、正しい分別の徹底が、これが不可欠でございますので、引き続き分別の徹底について行ってまいりたいと考えてございます。

また、先ほどの大上議員の中でもお答えしたとおり、天ぷら油、廃食油の分別部分等につきましても、情報収集を重ねて、分別できる取組に対しては積極的に研究してまいりたいというふうに考えてございます。

すいません。あと、広域化の見解ということにつきましては、これまで、平成20年、供用開始されたクリーンセンター、この部分で建物につきましては、耐用年数50年という形になってございます。その中で、当然人口減少、ごみの減量化、様々な要因が今後加わるかと思いますが、今現在考えておるのは、15年間の長寿命化、それをごみの減量化に努めて、さらなる長寿命化に努めて、安定的な処理運営ができる

ように努めてまいりたいと思います。

○田中議長 総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

入札関係で、すごく金額が高いのではないかと。それは価格競争ができていないのではないか、働いてないのではないかというご質問だったと思います。

工事に係る予定価格を事前に公表していた場合、1社参加となった際には、予定価格での入札が想定されます。今回の岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事の公告では、予定価格を入札後公表するとして、予定価格を非公表とすることによって価格競争につながるよう配慮いたしました。

○田中議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 徹底した分別という形で今後も行っていくというふうに言われるんですけどね。この間もいろんな形でやってこられていると思うんですけど、実際に効果があったのかどうかも含めて検証しながら、さらに市民にやっぱり意識を持ってもらうための何らかの対応というのをいろんな形で市民からも、市民参加型の形でのこのをもっともっと広く、やっぱりやっていくべきではないかなというふうに思います。

ごみの質が変われば、結局、今のプラント長寿命化、要するに長く使えるんだ。ごみの質が変われば長く使えるものになってくる。危険性もなくなる。そういうところから意識を持ってもらわないと、高いじゃないですか、プラントがね。今、広域化については、特に今のプラントを使うんだと言うけど、また15年後ですよ。どうなるか分からへんけど。

でも、やっぱり維持するには、そのときまた人口増がどうなん、増減がどうなっているのか。ごみが増えれば、大きなプラントって要らないんですよ。逆に言えば要らない。ちっちゃく済むかもしれない。そういった意味では、今後も含めて、だから結局はごみをしっかりとした形での分別の徹底とごみの質を変えていくということが十分つながってくるんで、それについて、もう1回答弁をしっかりとやっていただきたいなという形を求めて、答弁お願いしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員の再々質問にお答えします。

徹底した分別、これが非常に効果があるということは認識してございますし、こ

れまでも続けてまいりましたが、さらに効果のあるものにしていかなければならないというふうには認識してございます。

ごみの減量化につきましては、引き続き小学校への出前講座や実態調査見学会、そして生ごみ処理機等の補助制度を引き続き粘り強く行っていきたいと思います。

それと、あとはごみ質の分には、市民参加型のクリーン缶トリーや、リサイクル工房や、文化祭でのリサイクル工房、様々な状況のところでやっているところですけど、さらに皆様に理解を得られるよう頑張っていきたいと思っております。

ごみの減量化につきましては、議員の皆様はじめ、市全体で取り組むことで、クリーンセンターのコスト削減、延命化につながることは認識してございますので、市民の皆様にもご協力いただけるよう取り組んでまいります。

○田中議長 これですべて、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時20分から再開します。

休憩 (14時02分)

再開 (14時18分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今議会では、農免道路の整備、ゲリラ豪雨対策としての用水路排水事業、介護事業における介護危機問題の3点について一般質問を行います。市当局の誠意ある答弁を求めるものです。

今回の質問に当たり、参考資料として、農免道路の写真、ゲリラ豪雨が起きたときの市内各地の状況写真をお配りしています。当局の施策、改善対策にも役立てていただきたいと思います。

まず、農免道路の整備についての質問を行います。

この間、農免道路の整備については、歩道整備の面では、元畑産婦人科東側の歩道設置を始め、道路拡幅の整備なども行われてきました。農免道路における交通量増加に伴う危険性も随分と緩和されてきたと感じます。しかしながら、未整備部分

が残されている中で、今後の対応が待たれるものです。この視点から、以下4点について質問を行うものです。

まず1点目に、農免道路における道路整備の現状認識を市としてどのように捉えているのかをまずお聞きをします。

2点目として、市民から改善要望が出ている地点の改良工事をぜひ進めていただきたい。そういう地点として、堀口の交通公園、防災公園付近の2か所を取り上げます。1つは、曾屋の消防屯所、消防団第2分団第2部の地点です。

参考資料1ページの地点です。この地点は歩道が未整備で、南側から農免道路に入るには、右からの見通しが悪く、事故の起きる危険性が高いものとなっています。写真を見ていただければ分かるんですが、写真の中で、右から車が来ている。そういうのが分かるでしょうか。既にコンビニエンスストアの真ん中近くまで来ているのです。消防屯所の西側は、1ページの写真の下のように、歩道もできていますが、現状では、指摘している点については歩道もなく、歩道整備、改良工事の必要性が求められてきています。

もう一つの場所は、2ページの地点です。JA紀の里農協の南側、現在は空き店舗となっている地点です。写真を見ても分かるようにグリーンベルトとなっていますが、空き店舗の地点のみ歩道がない状態となっています。この地点の歩道の整備を進めていく必要があるのではないのでしょうか。この点についても改善を求めたいと考えます。

3点目は、グリーンベルト対応地点、この点においては、市としてもこの間取り組まれてきていますが、さらに増やすべき地点もあると考えますが、市の考えをお聞きをしたいと思います。

4点目は、道路整備に対して、今後の対応、農免道路全体における歩道設置はどう進める考えなのか。

以上4点について、お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の1番目、農免道路の整備について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、農免道路における道路整備の現状認識は、についてですが、本市では、道路を安全で安心して通行できるよう、幹線道路への歩道設置や交差点改良など、交通安全対策の整備充実に取り組んでいます。市道山西国分線、通称農免道路

では、歩道整備計画に基づく歩道設置と、これに合わせて主要な交差点の改良を行い、歩行者の安全対策や交差点の渋滞緩和対策に取り組んでまいりました。用地取得が困難等の理由で設置できない区間を除き、令和3年度をもって事業が完了しています。

次に2点目、市民から改善要望が出ている地点の改良工事を、についてですが、曾屋消防屯所西側道路については、歩道設置計画策定当初、農免道路の南側、コンビニ側に計画していましたが、コンビニ駐車場に十分な余裕がなく、安全面に支障が出るとのことで、用地協力が得られず、農免道路北側で整備をさせていただきます。

これまで曾屋杉の子自治会から藤崎井用水路上部への歩道設置の要望をいただきましたが、コンビニ前に歩道ができていないため、歩道の連続性の問題から、歩道設置はできない旨の回答をさせていただきます。

また、実施の条件といたしましては、まずコンビニ敷地にフェンスが設置されているため、コンビニ側の了解が得られれば、藤崎井土地改良区と協議を行い、占用許可が可能であれば検討します。

次に、防災公園周辺の店舗前歩道の改善については、隣接店舗の駐車区画に十分な余裕がなく、経営に支障が出るとのことで、用地協力が得られず、歩道設置を断念して、やむを得ず路側帯にグリーンベルトを設置しているのが現状でございます。

次に3点目、グリーンベルトも増やすべきではないか、についてですが、グリーンベルトとは、歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、自動車等の通行車両に通学路であることを視覚的に認識するためのものがございます。

これまで、用地取得の困難等で歩道設置ができない箇所について、やむを得ず路側帯にグリーンベルトを設置しています。現在、曾屋地区で1か所、路側帯にグリーンベルトを設置する工事を発注していますが、曾屋地区以外で新たに設置する箇所は現在のところございません。

次に4点目、今後の対応、歩道設置はどう進める考えなのか、についてですが、先ほどもお答えしましたが、令和3年度をもって当初計画していた歩道整備計画箇所が完了しています。

今後、用地取得が困難であった箇所や、交通事情の変化等で歩行者の安全対策や交差点の渋滞緩和対策が必要と判断した箇所について、用地協力が得られれば実施に向けて検討してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今答弁いただきました。その答弁の中で、私、2点目の改良工事というのが、市としてもしっかりと進めていく必要が本当にある、そういう地点だと本当に思うんですね。そんな中で、今答弁の中では、可能であればという、そういう答弁でした。その点では、地権者の了解を得られる、そういう可能性についてはどの程度あるんでしょうか。実際に歩道が進めていけるとい、実施できるという見込みの点では、可能性の点ではどのような状況なのかという点、この点をお聞きをしたいと思うんです。

それと、同じ2点目の地点なんですけど、なかなかここも用地の了解得られないということなんですけど、実際写真を見ていただいても分かるんですけど、2ページの上の写真なんですけど、この部分だけを見ると、確かに歩道という部分で捉えると影響が出るのかなというふうには思うんですけど、実際には店舗の東側の部分、この点については、駐車場用地という部分では、かなり広い、そういう部分もやっぱりあるんですね。

そういう点では、引き続いて粘り強く、用地協力にご協力いただきたいという形で、市も引き続いて努力していただきたいなというふうには思うんですけど、そういう点では、少なくとも見通しの悪い消防屯所の部分ですね、その部分の可能性というのはどれほどあるのかという点と、今言った2点目のその点、再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問についてお答えいたします。

まず初めに、増田議員にご理解いただきたいのは、大原則として、既設道路への歩道設置を進めるには、店舗等の用地の取得が必要なことから大変困難な状況でございます。

まず、1点目の店舗前の駐車場なんですけども、先ほどもお答えしたとおり、店舗の北側に四、五台止めれる駐車スペースがございます。それを歩道を買収するに当たって、四、五台止められるスペースが全部なくなる。そのときには美容院経営していたんですけども、私どもも何回も足運んで交渉に上がりました。お客さんの減ったやつをどう補填するのかという問題が提起されました。それと、その当時、美容院だったので、美容院、研修とか何かされるみたいなんです。そのときに生徒さんがたくさん来るんで止められやんケースもあるので、どうかごめん、ちょっと協力できやんねという話で断念した結果であります。

現在見てもらったら分かると思うんですけども、グリーンベルトを設置している関係で、危ないこともないと。緊急に何でも何でもせんなんていう状況じゃないとして判断してございます。

それと先ほど言わせてもうた屯所のところなんですけども、先ほど答えたとおり、コンビニ側でフェンスが設置されてございます。その設置、藤崎井の上を床版、蓋がけしたところで、フェンス取っていただけなかったら意味ございませんので、まずそれが1点の条件でございます。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今答弁いただいたんですが、屯所の部分、これ何というのかな、何とか、あそこ、少なくとも改良できないのかなという、フェンスを取っていただけるといいう、そういうご協力をなんかもしていただけないのかなと本当に思うんです。最終的に、歩道というのがなかなか難しいという部分であれば、見通しの悪い部分だけでもフェンスを取っていただいて、畑産婦人科さんかな、ああいう形の部分で、あそこなんかも歩道なんか通行できるような形の対応って取れているんやけども、それと併せてコンビニエンスストアさんの協力も何とかいただいて、何ていうのかな、柵というのかな、そういうやつも含めて、何とかフェンスだけでも取っていただけないかという、そういう対応なんかも取っていただけないのかなと。そういう努力というのかな、していただけないのかなというふうに思うんです。

実際には、今の答弁であったとしたら、これ以上はあそこのところは地権者の協力を得やん限りは、何も改良できないというふうに、私そういうふうに捉えたんですが、その辺のところは、市としての対応策というのかな、それは何とか考えていくという、そういう方向というのはないんでしょうか。それだけちょっと再度お聞きしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再々質問についてお答えいたします。

1回目で答弁させていただきましたが、曾屋地区の歩道の実施の条件としましては、まずコンビニ側のコンビニ敷地にフェンスが設置されているため、コンビニ側の了解が得られれば前へ進めてまいります。

それと、水路が藤崎井土地改良区になっていきますので、藤崎井水路になってますので、藤崎井土地改良区に占用許可が必要でございます。まず、コンビニ側のクリ

アができれば、藤崎井土地改良区と協議を行って、占用許可が可能であれば検討してまいります。

○田中議長 これでは、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 2点目の用水路排水対策の促進について質問を行います。

この間、岩出市においてもゲリラ豪雨が起きている、こういう状況がありました。この質問についても参考資料を見ていただきたいと思います。あのとき、市内各地域で用水路に水があふれている、そういう状況があるのです。

朝、私、新聞の配達もしているんですが、そのときの状況写真です。参考資料の資料3ページは、川尻の六差路交差点の状況です。写真を見ていただいてもよく分かりますが、上の写真は農免道路側の浸水状況で、下の写真は泉佐野岩出線の状況です。

資料4ページは、森の神社から川尻六差路交差点方面に向かう車です。用水路と道路の境目、これは全く分かりません。このとき、私自身は南から神社のほうに車で来ましたが、本当に恐ろしかったです。

5ページ目は、上の写真が新田広芝のさくら保育所の南の三差路、下の写真は新田広芝のコンビニエンスストア東側地点です。道路にまで水があふれている状況がよく分かると思います。

このように岩出市内においてゲリラ豪雨による影響が各地域で出ていますが、市の用排水路計画実施面では、この間の改善計画の中で、どこまで実施されているのか、この点をまずお聞きをします。

2点目として、写真で示したように、最近のゲリラ豪雨で川尻六差路交差点や、粉河加太線、新田広芝コンビニエンス付近などで排水困難地点が判明していますが、市としての排水改善地点の認識や、今後の対策についてはどのように捉えているのかをお聞きをします。

3点目として、今年度の用排水路改良工事場所、これはどの地点で取り組んできたのか。また、来年度以降の改良検討場所、これはどう考えているのかをお聞きをします。

以上3点について、市の見解をお聞きをします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の2番目、用水路排水対策の促進について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、市の用排水路計画実施面ではどこまで実施されているのか、についてですが、本市では、平成20年5月の集中豪雨を受け、特に浸水被害が大きかった地区を最優先対策地区とし、平成21年度に浸水対策の検討を行い、計画的に改修を進めてきました。また、近年では気候変動による線状降水帯やゲリラ豪雨などの新たな課題に対し、降雨災害に対するための様々な施策を講じ、浸水対策に取り組んでいます。

本市が実施した事業としましては、過去にあふれた箇所への改修や、流水を阻害するボトルネックの解消を計画的に進めると同時に、既設水路での対応が難しい箇所については、大町排水路の新設や、仮設ポンプの増設など、新たに排水施設を設け対応してきました。特に、平成25年の台風18号により、山崎地区において水害が発生したことにより、山崎樋門に山崎排水ポンプの増設を行いました。

土地改良区の用水路については、用水路からあふれる水を県管理河川に排出するため、各地区でゲートの増設を実施しています。

次に2点目、排水改善時点の認識は、についてですが、ゲリラ豪雨により市内各地で浸水が発生していることは認識してございます。浸水対策の事業については、現在、ゲリラ豪雨が頻繁に発生している状況の中、数分間で多くの雨量が観測されることから、時間雨量で基準を決めることは大変困難な状況でございます。今年度に入って7月1日には、時間雨量43ミリ、7月12日、51ミリ、7月15日、22ミリのゲリラ豪雨が発生しています。特に7月1日の早朝の豪雨は、降雨時間が短かったことから、60分間雨量に換算すれば114ミリの豪雨であり、家屋などの浸水被害は生じていませんが、市内全域で道路冠水などが発生しています。

しかし、これまで市が実施してきた浸水対策や、農林水産省による国営総合農地防災事業、県河川の改修事業の成果により、床上・床下浸水の被害はありませんでした。

本市で実施する浸水対策事業は、原則として、床上・床下浸水被害箇所を対象としております。また、浸水した箇所のみ改修すれば、下流域に被害が移るだけで解消とはならないので、下流の近隣河川などへ安全に排出できることが条件になります。

なお、ゲリラ豪雨に対応すべく、各土地改良区の用水路から近隣河川への放流路については、土木課職員と各土地改良区職員とで、スマートフォンによるLINE

連携して、昼夜・休日を問わず現場に急行し、排水ゲートの操作を行っており、住宅地などへの浸水被害の軽減を図っております。

次に3点目、今年度の用排水路改良工事場所と来年度以降の改良検討場所はどうか考えているのか、についてですが、今年度は西野地区で、西野地区浸水対策工事をはじめ、中黒地区の中黒坂ノ上水路と岡田地区の岡田松田水路の改修工事を実施しています。来年度以降については、赤垣内地区の赤垣内おに池水路と、中迫地区の中迫水通水路の改修工事を計画しております。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今回この質問するに当たって、資料提供というのかな、資料配付させていただいたんですが、こういう点で言うと、たまたま私このこういうところに遭遇したので、こういう写真が撮れたんですが、そういう点でいうと、いろんな市内各地の状況、それを把握していくという点では、職員さんが回るというのも非常に大事だと思うんですが、今回の写真のように、市民の方にもいろんな状況の写真とか、そういう提供なんかも求めていくということも取り組んだらどうかなというふうに、協力をいただくという、そういうこともされたらどうなのかなというふうにも思うんです。そういう点では、協力の点で、市の対応、考え方、再度お聞きしたいと思うんです。

もう1点は、先ほどから年次的に、平成21年とか25年とかというところ以外でも、いろんな形でゲリラ豪雨自身が生じてきていると。そういう点でいうと、年次的にいろんな状況というのが、市内の状況というのが分かると思うんですが、そういう点では、状況把握をしていくという上での災害時等の写真などの管理とか保管、こういうのは市としてどのように整理というんですかね、管理対応を取っておられるのかという点、この点を2点目にお聞きをしたいと思うんです。

今後の計画なんですが、今、西野とか中黒、岡田、来年度以降は赤垣内という、そういうお話もあったんですが、当初、市として計画されていた、そういう計画について、現実的に今後見直していく、そういう対応というんですか、計画内容の見直しというのは、市として、今後考えておられるのかどうか、この点、再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

浸水被害を被ったときに市の対応はということですが、既に市の対応してございます。パトロールしてございます。浸水被害の写真であるとか、データがあるとかというの、既に保管してございます。管理体制取ってございます。

それと、21年の計画の見直しということなんですけども、21年に計画した事業で、市がやるべき事業については既に完了してございます。それから、新たに対策が必要な箇所についても同様に改修してございます。

それと、今後の浸水対策の対応についてですが、市がやるべき浸水対策については、先ほどお答えしたとおり、赤垣内おに池水路と、中迫水通水路だけなんですけども、県事業では、県管理河川であります住吉川と根来川の改修事業を推進してございます。

市としましては、県と連携して地元調整や用地取得など積極的に行い、事業進捗に図ってございます。国事業では、国営総合農地防災事業であります野上野地区から木積川までの冠水被害を軽減するため、今年度から工事に着手していただいています小田井水路、木積右岸排水路と波分地区や曾屋地区から藤崎井用水に流入していた排水の一部を新たな水路により、波分川に直接放流する藤崎井波分排水路の計画を進めていただいております。

市といたしましては、県事業と同様に、国と連携して事業進捗を図ってございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 3番目の質問は、介護事業について質問を行います。

介護事業については、今、新たな問題が生じてきている現状があります。当局の皆さんは、介護危機という言葉聞いたことはありますか。新型コロナの影響をはじめ、訪問介護の報酬削減など、介護の現場では人手が足りなくなるだけでなく、介護そのものを実施している事業所がない、そういう実態が明らかになりました。

今年6月時点で、高齢者の生活を支える訪問介護事業所がない自治体が、全国で97町村にも上り、1つしか訪問介護事業所がない自治体が277市町村という状況が、日本共産党の独自調査で明らかになりました。介護現場や自治体関係者からも、詳細をはじめ、問合せが相次いでいます。

和歌山県でも、事業所が1つしかない自治体は、九度山町、高野町、広川町、美浜町、由良町、太地町、北山村など30自治体のうち7自治体に上っています。まさに介護保険料を払っても訪問介護なし、こういう事態にもなっているのです。

自公政権によって、今年4月からさらに訪問介護の報酬を削減し、事業所の存続がさらに困難な状況がつくられてきています。

質問の1点目として、訪問介護事業の倒産が過去最高となり、介護事業所が空白になる自治体が広がっている状況があります。介護危機という状況が言われていますが、岩出市として、現在このような状況についての市の見解、これをまずお聞きをしたいと思います。

2点目として、岩出市においては、令和6年3月に、第9期の岩出市高齢者福祉計画、岩出市介護保険事業計画を策定してきています。介護危機と言われる中で、高齢者福祉計画の推進に関しての影響、これについてはどう考えているのか、市当局の見解をお聞きをします。

3点目として、介護事業所の経営が成り立つような施策が求められているのではないのでしょうか。小規模事業所などへの支援策を考えてはどうかと考えますが、市の考えをお聞きをします。

4点目は、今起きている状況は、地方自治体の危機とも言えます。全国の自治体の1割以上で、このままでは1割以上で介護事業所が空白になる、そういう状況が進んでいく点では、市長会でも大きな懸案事項として問題提起を行う必要がある、そういう問題だと考えるものです。岩出市長として、全国市長会議で積極的に介護危機に関して問題提起、これを行ってはどうか。市長の見解をお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 増田議員ご質問の3番目、介護事業についてお答えいたします。

まず1点目、訪問介護事業者の倒産が過去最高となり、介護事業所が空白になる自治体が広がっている状況がある。介護危機という状況が言われているが市としての見解は、につきましては、介護事業所の倒産が過去最高となっており、その多くは小規模事業所であるとの情報は把握しております。

本市の状況を申し上げますと、訪問介護事業所数の過去5年間の推移は、令和元年度及び令和2年度は20事業所、令和3年度は18事業所、令和4年度及び令和5年度は19事業所、令和6年8月末現在21事業所となっております。事業所数は令和4

年度以降増加しておるといふことをごさいます。

市の見解としましては、訪問介護事業所が空白の自治体が生まれているのは、人手不足や物価高騰による経費の値上がりなどの理由もあると思ひますが、大きな理由は、山間地が多いなど、訪問の移動距離が長く、効率が悪いいため採算が取れない状況によるものと考えております。

本市において、訪問介護事業所の減少により、直ちに介護危機となる状況はありませんが、全体的にどの事業所も介護人材不足が続いており、今後、要介護認定者の増加により、人材不足が深刻化していくことを懸念しております。

続いて、2点目の岩出市の高齢者福祉計画、介護保険事業計画の推進に関する影響につきましては、現在の計画は、令和8年度までの3年間の計画となりますが、この3年間で、訪問介護の必要見込量への影響は特にないものと考えております。

続いて3点目、経営が成り立つよう小規模事業所などへの支援策を考えては、についてですが、経営難による小規模事業所倒産の問題は国の制度設計の問題であり、国において対策を講じるべきものであると考えております。まずは介護人材への取組が最優先であることから、現在、県においては、介護職を希望する方への返還免除付の貸付けや高校生のヘルパー資格取得促進、それから外国人介護人材への支援、それから和歌山県介護生産性向上総合相談支援センターの設置など、介護人材確保、育成の様々な取組が行われています。

市におきましても、市内事業所と情報交換を行い、資格なしでもできる介護の求人情報を取りまとめたチラシを作成し、高齢者生活支援等担い手養成研修で配布したり、市役所窓口や公民館等に設置するなど、介護人材の確保に努めているところです。また、市内の介護事業所からは、中学生の職場体験で介護事業所に来た中学生が、数年後、その事業所に就職した話なども聞いております。

続いて4点目、市長として全国市長会で、積極的に介護危機に関して問題提起を行ってはどうか、についてですが、全国市長会において、介護人材の確保について賃金水準の底上げや抜本的な処遇改善措置を講じることなどを既に要望しております。議員ご指摘の介護危機の問題は、本市の実情にそぐわないことから、問題提起する考えはございませんが、市としましては、まず関係機関と連携しながら、介護人材の確保に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この間、岩出市においても、介護サービスの向上、これに向けていろん

な取組も進められてきています。そして、第9期の計画の中でも、予防給付サービス見込量、これ1か月当たりの数字なんですけど、介護予防、訪問介護で、令和3年度実績で39名、回数で254.5回、令和5年度見込みで52人、386.8回、来年の令和7年度では58人、430.6回が必要と見込んでいます。

居宅サービスにおいては、訪問介護で、令和3年度実績で453人、1万9,809.5回であり、令和7年度見込みでは493人、2万2,384.8回の1か月の必要量が要る、こういう見込みを計画では立てています。

これ以外にも、介護問題では、訪問入浴、訪問介護など、多くの事業を実際には行っています。このように介護サービス事業については、市が細かく計画を立てているように、介護を受ける側と事業を実施する事業所との緊密な関係が必要なものです。

最初に指摘したように、そもそも介護危機は、空白自治体だけの問題ではありません。そういう点から、再度何点かお聞きをしたいと思いますけど、介護危機という、こういう現状がある中で、今後の現状と対応面について、他の自治体関係者、こういう人たちとの連携協議、こういうものを行う予定などはないのでしょうか。

そもそも先ほどの答弁では、岩出市には全く関係がないというような、そういう見解の認識だったと思うんですけど、そうじゃなしに、本当に今全国的に起きている介護危機と呼ばれる、こういう部分の中で、現場の担当者、こういう担当者が危惧をしている、そういう自治体というのは幾つもあるんですよ。

福岡市の市段階でも、福岡市という、ああいう大きな市の担当者の皆さんでさえ、これは大変な状況だと、こういうような認識を持って、今後の対応面が本当に求められるんだと、そういう見解を持っているんですね。

そういう点では、介護危機と言われる部分の中で、例えば和歌山県内でそういった担当者レベルの協議、こういうものなんかを行っていく。また、岩出市としてそれが必要だというような認識をお持ちなのかどうか。そもそもの介護危機という、その点についての見識が問われてくる、そういう問題だと思うんですけど、そういう点では、市として、少なくとも県単位で、事務担当者レベルの会議という、そういうのが必要だという認識をお持ちなのかどうかという点、この点をお聞きもしたいと思うんです。

それと、現実に2つ目として、介護事業所関係者、そういう関係者との連携について、会議など、先ほどではやっているんだというふうに言われてたんですけど、そういう点では、言われている会議の中では、どのような中身、内容を議論されてい

るのかという点、この点をお聞きをしたいと思うんです。

そして、もう1点は、これとも絡むんですが、介護事業者自身の、今回改めてそういう介護危機というのが叫ばれてくる中で、介護事業所さんの声、これについては市としてどのように聞いておられるのか。

この3点についてお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 増田議員の再質問についてお答えします。

介護危機の問題について、他の自治体と担当者レベルで協議を行っていく予定は、というようなことでしたんですけども、和歌山県都市福祉事務所長連絡協議会というのがございまして、そこの中の特別研修会がありまして、その中の分科会で、介護危機に特化したものではございませんが、介護保険全般について情報交換を行っております。その中で、こういう問題も出てくるかなというふうに思っております。

2点目、3点目、どのような中身、多くの介護事業所さんと話しているのか、それから、今後どういうふうにしていくのかということなんですけども、先ほど答弁でも言いましたとおり、介護の人材不足ということが事業所さんからは言われておりますので、先ほど言いましたとおり、資格なしでもできる介護の求人情報を、これ事業所さんと一緒に、そういうお話あったんで取りまとめました。

先ほど言いましたように、中学生の職場体験で、また数年後にその職場に就職したというような話も聞いております。それとはまた別に、岩出市と、それから紀の川市の他職種の連携研修会というのがございまして、そこには介護事業所さんとか医療機関など関係機関が出席しております。その中でも、情報交換を行っておりますので、今後も事業所さんと、日頃から密に連絡交換に努めていきたいと思っております。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 これ、市長にも直接お伺いしたいんですが、市長自らが、今言われている介護危機という現状、これが生まれている状況について、市長自身の、どういふふうに見解をお持ちなのか。これはやっぱり大変だという、将来的には大変になっていく、そういうような認識をお持ちなのか。どうも一番最初の質問の中では、何かまだそういう深刻なそういうふうな見解を持っていないんじゃないのかなというふうに感じられたところもあるんですが、市長そのもの自身に、介護危機という事

業所そのもの自身が減っていく。いろんな介護報酬なんかも減らされていく中で、自治体そのもの自身が成り立っていかないという状況が生まれてくる中で、まさに岩出市としても、やっぱり他人事じゃないと思うんですね。

今言った和歌山県内の7つの自治体でゼロになると。こうなったら、少なくとも他の自治体まで影響が出てくる問題なんですね。そういう点では、市長自らの介護危機と言われている、そういう問題についてどのようにお感じなのかという点、この点をお聞きをしたいと思いますし、2つ目は、先ほど、和歌山県の中では分科会という部分の中で、そういうことも議論されたような答弁だったんですが、和歌山県内の分科会の中での介護危機という、そういう視点での認識というのは、どのような見解だったのかという点、もちろん全国の首長さんの、これは大変だという見解もあるんだけど、和歌山県内、そういうところで言われた職員さんの危機問題についての見識というのかな、そういう対応面、将来的にはしっかりとこういう問題についても議論していかないけないという、そういう懸案事項として、議案として提案されたような内容なのか、その辺のところを再度ちょっとお聞きをしたいと思います。

以上です。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員のほうから介護危機は岩出市にどのような影響を与えるか、どんなに考えているのかと、こういう再度のご質問でございます。

岩出市においては、直ちに大きな影響があるとは考えておりませんが、やっぱり長期的に見れば、人材確保の問題については深刻な課題ととらまえております。

それから、市長会どうのというのは、各市長、今のところ、それは直に話し合いは1回も持ってはおりません。各市において対応していると思います。

以上です。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 増田議員の再々質問についてお答えします。

分科会の内容ということでしたけども、介護保険全般について話し合っておりますので、介護人材確保などについては話し合っておると思うんですけども、議員おっしゃられる介護危機に特化したお話は、私のほうは聞いておりません。

○田中議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議  
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって、今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、令和6年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時17分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

令和6年9月18日

岩出市議会議長 田中 宏幸

署名議員 玉田 隆紀

署名議員 山本 重信